

第39回愛知県新型コロナウイルス感染症対策本部会議次第

日時：2022年7月12日（火）

午前10時から午前11時まで

場所：愛知県庁本庁舎 6階 正庁

1 挨拶

2 議題

(1) 新型コロナウイルス感染症対策について

(2) その他

【配付資料一覧】

資料1：第7波・感染急拡大の抑制に向けて感染防止対策の再徹底とワクチン接種のお願い

資料2：「厳重警戒」での感染防止対策 第7波・感染急拡大の抑制に向け県民・事業者の皆様へのお願い

参考資料1：愛知県の新型コロナウイルス感染症の状況

参考資料2：新型コロナウイルス感染者のゲノム解析結果について

参考資料3：愛知県における検査・保健・医療提供体制について

参考資料4：新型コロナウイルス感染症に関わる病床フェーズの引き上げについて

参考資料5：ショートメッセージサービス（SMS）を活用した新型コロナウイルス感染症の陽性者に対する連絡体制の構築について

参考資料6：現在の感染状況を踏まえた医療提供体制の強化等について

参考資料7：「PCR等検査無料化事業」の期間の延長について

参考資料8：愛知県のワクチン接種の状況（1～3回目接種、4回目接種、小児接種）

参考資料9：大規模集団接種会場における接種状況

参考資料10：ワクチン4回目接種の加速に向けた愛知県の取組

参考資料11：新型コロナワクチン4回目接種に係る接種対象者の拡大について

参考資料12：ノババックスワクチン接種センターの開設

参考資料13：新型コロナウイルス感染症対策予算の累計額

第 39 回愛知県新型コロナウイルス感染症対策本部会議

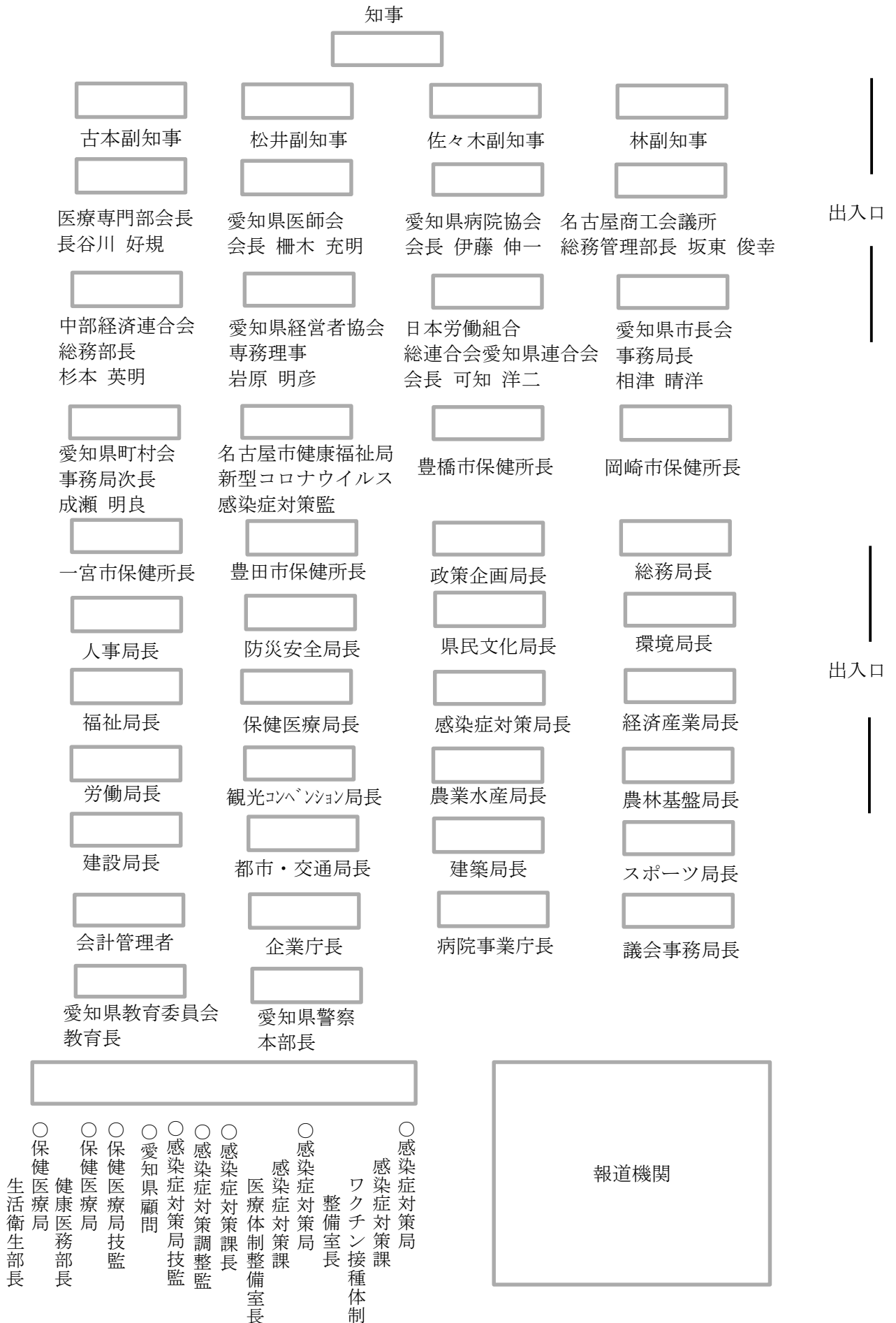
(順不同、敬称略)

《有識者・関係団体》

所 属	職 名	氏 名
医療専門部会 (国立病院機構 名古屋医療センター)	部会長 (院長)	はせがわ よしのり 長谷川 好規
愛知県医師会	会 長	ませき みつあき 柵木 充明
愛知県病院協会	会 長	いとう しんいち 伊藤 伸一
名古屋商工会議所	専務理事	うちだ よしひこ 内田 吉彦 (代理出席:総務管理部長 坂東 俊幸)
一般社団法人 中部経済連合会	専務理事	ますだ よしのり 増田 義則 (代理出席:総務部長 杉本 英明)
愛知県経営者協会	専務理事	いわはら あきひこ 岩原 明彦
日本労働組合総連合会 愛知県連合会	会 長	か ち ようじ 可知 洋二
愛知県市長会	事務局長	あいづ はるひろ 相津 晴洋
愛知県町村会	事務局長	のむら かずひこ 野村 一彦 (代理出席:事務局次長 成瀬 明良)
名古屋市保健所	医監 (保健所長)	まつばら ふみお 松原 史朗 (代理出席:健康福祉局新型コロナ ウイルス感染症対策監 増田 実)
豊橋市保健所	所長	む い かよ 撫井 賀代
岡崎市保健所	所長	かたおか ひろき 片岡 博喜
一宮市保健所	所長	こやす はるき 子安 春樹
豊田市保健所	所長	たけうち きよみ 竹内 清美

日時：2022年7月12日（火）
午前10時から午前11時まで
場所：愛知県庁本庁舎 6階 正庁

第39回愛知県新型コロナウイルス感染症対策本部会議 配席図



第7波・感染急拡大の抑制に向けて 感染防止対策の再徹底とワクチン接種のお願い

本県では、6月21日から新型コロナウイルス感染症の第7波に突入し、新規陽性者数は増加傾向にあります。

そうした状況の中、現在主流となっているオミクロン株のBA.2系統と比べて感染力がより強いといわれるBA.5系統等への置き換わりが進んでおり、今後も警戒していく必要があります。

特に、これから8月にかけては、3連休、夏休み、お盆など、人流が増加することが見込まれます。今後、さらに感染拡大が進めば、医療提供体制がひっ迫し、社会・経済活動の維持が困難になることが懸念されます。

このため、県民・事業者の皆様には、「感染しない、感染させない」ため、熱中症に注意しながら、改めて「厳重警戒」での感染防止対策の徹底をお願いします。

また、3回目はもちろん、4回目のワクチン接種の検討を引き続きお願いします。

オール愛知一丸となって、この第7波を抑制、克服し、安心な日常生活と活力ある社会経済活動を取り戻していくことができるよう、ご理解とご協力をお願いします。

記

1. 「三つの密の回避」、「人と人との距離の確保」、「マスクの着用」、「手洗い等の手指衛生」、「換気」など基本的な感染防止対策の徹底をお願いします。
2. 特に、帰省や旅行等、県をまたぐ移動や、多数の人が集まる行事に参加する場合は、体調管理と感染防止対策の徹底をお願いします。
3. 新型コロナワクチンの追加接種により、発症予防効果と重症化予防効果は、ともに回復します。3回目接種がお済みでない方や4回目接種の対象となっている方は、積極的にワクチン接種の検討をお願いします。

2022年7月12日

愛知県知事 大村 秀章

「**嚴重警戒**」での感染防止対策

第7波・感染急拡大の抑制に向け 県民・事業者の皆様へのお願い

実施区域：愛知県全域

実施期間：2022年 3月22日(火)～

今回変更：7月12日(火)～

全般的な方針

- 国の基本的対処方針を踏まえ、基本的感染防止対策の徹底、テレワークの推進、イベント開催制限等の取組を推進します。
- 基本的感染防止対策とは、「三つの密」(①密閉空間(換気の悪い密閉空間である)、②密集場所(多くの人が密集している)、③密接場所(互いに手を伸ばしたら手が届く距離での会話や発声が行われる))の回避、「人と人との距離の確保」、「マスクの着用(不織布マスクを推奨。以下同じ)」、「手洗い等の手指衛生」、「換気」等をいいます。
- なお、「マスクの着用」については、下記のことに留意をお願いします。
 - ・屋内においては、他者と身体的距離(2m以上を目安)が確保できないときや他者と距離が確保できるが会話を行うときは、マスクの着用をお願いします。他者との距離が確保できる場合で会話をほとんど行わないときは、マスクの着用は必要ありません。
 - ・屋外においては、他者と身体的距離が確保できない場合で会話を行うときは、マスクの着用をお願いします。他者と距離が確保できないときであっても会話をほとんど行わないときは、マスクの着用は必要ありません。
 - ・高温・多湿などの環境下では、熱中症のリスクが高くなるおそれがあるため、上記のマスクの着用が必要ない場面では、マスクを外すことを推奨します。
 - ・特に必要がない場面等で、本人の意に反してマスクの着脱を無理強いしないようお願いします。

I. 県民の皆様へのお願い

① 外出の注意点

- 混雑した場所や感染リスクが高い場所は、避けて行動してください。

② 県をまたぐ移動の注意点

- 帰省や旅行等、県をまたぐ移動は、「三つの密」の回避を含め基本的な感染防止対策を徹底するとともに、移動先での感染リスクの高い行動は控えてください。

③ 高齢者等への感染拡大の防止

- 重症化しやすい高齢者、基礎疾患のある方々、妊婦の皆さんが感染しないよう、人と人との距離の確保やマスク着用など、基本的な感染防止対策の徹底などの配慮をお願いします。
- これらの方々も、感染リスクの高い施設の利用を避け、いつも会う人と少人数で会う等、感染防止対策の徹底をお願いします。

④ 基本的な感染防止対策の徹底

- 「感染しない、感染させない」を徹底してください。
- 特に、若い世代の方々は、基本的な感染防止対策を徹底してください。
- 会食・飲食する際は、同一グループで同一テーブルに4人までを目安に（介助や介護を要する場合は除く）、黙食を基本とし、飲食する時だけマスクを外し、会話の際には「マスク会食」を徹底してください。また、「大声で騒ぐこと」は、飛まつ感染につながるため、やめていただくようお願いします。
- 「ニューあいちスタンダード認証店（以下「あいスタ認証店」という。）や「安全・安心宣言施設」のステッカー掲載店で、感染防止対策が徹底されている店を利用してください。
- ワクチン接種を終えた方も含めて、日頃から、「三つの密」が発生する場所を避け、大人数や長時間におよぶ飲食など別図1「感染リスクが高まる5つの場面」では、マスクの着用、手指消毒等、基本的な感染防止対策を徹底してください。
- タクシーやバス・電車等の公共交通機関では、常にマスクを着用し、大声での会話は控えてください。
- 適切な温度・湿度等を保ちつつ、十分な換気を行ってください。
- 家庭内においても、室内を定期的に換気し、こまめに手洗いを行っていただくとともに、子供の感染防止策を徹底してください。
- 発熱等の症状が出たときは、まずは、かかりつけ医等の地域の医療機関や、保健所に設置された「受診・相談センター」等に電話相談の上、県が指定した「診療・検査医療機関」を受診してください。

- 無症状でも感染の不安がある場合は、PCR等検査を受けてください。
- 接触確認アプリCOCOAを、県民・事業者の皆様、オール愛知で活用し、検査の受診など保健所の早期サポートにつなげてください。
- 新型コロナワクチンの追加接種により、発症予防効果と重症化予防効果は、ともに回復します。3回目接種がお済みでない方や4回目接種の対象となっている方は、積極的にワクチン接種の検討をお願いします。
- 使用されるいずれのワクチンでも、追加接種により発症予防効果が再び上昇し、重症化予防効果も維持されます。現在、現役世代や若年層をはじめとする一般向けの追加接種や希望する小児へのワクチン接種も進んでいます。接種可能な皆様には接種の検討をお願いします。

Ⅱ. 事業者の皆様へのお願い

⑤ 飲食店等に対する協力要請

- 引き続き、これまでと同様の感染防止対策の徹底をお願いします。
 - (1) 従業員への検査勧奨
 - (2) 入場者の感染防止のための整理・誘導
 - (3) 発熱その他の症状のある者の入場の禁止
 - (4) 手指の消毒設備の設置
 - (5) 事業を行う場所の消毒
 - (6) 入場者に対するマスクの着用その他の感染の防止に関する措置の周知
 - (7) 正当な理由なくマスクの着用等の感染防止措置を講じない者の入場の禁止（すでに入場している者の退場を含む）
 - (8) 施設の換気
 - (9) アクリル板等の設置又は利用者の適切な距離の確保
 - (10) 同一グループの同一テーブルへの入店案内は4人までを目安(介助や介護を要する場合は除く)

※「あいスタ認証店」において、ワクチン・検査パッケージ制度の適用による人数制限の緩和は行わない。

⑥ 業種別ガイドラインの遵守等

- 飲食店では、二酸化炭素濃度測定器を使った店内の換気状態の確認や、会話の声が大きくなるようBGMの音量を最小限にするなど、別表1の対策をお願いします。

- 全ての施設で、感染防止対策を自己点検の上、業種別ガイドラインの遵守の徹底を強くお願いします。
- 事業者は、「あいスタ認証店」や「安全・安心宣言施設」のステッカーを掲示し、利用者に施設の安全性と感染防止対策への協力を呼び掛けてください。

⑦ 生活・経済の安定確保に不可欠な業務の継続

- 「別添」の事業継続が求められる事業者及びこれらの業務を支援する事業者においては、「三つの密」を避けるために必要な対策を含め、十分な感染防止策を講じつつ、感染者や濃厚接触者が発生し、欠勤者が多く発生する場合においても、事業の特性を踏まえ、業務の継続をお願いします。

⑧ テレワークの推進等

- 事業者は、接触機会の低減に向け、休暇取得の促進やテレワーク、ローテーション勤務の推進をお願いします。また、テレワークの活用等による出勤者数削減の実施状況を自ら積極的に公表し、取組を推進するようお願いします。
- 時差出勤、週休や昼食時間の分散化など、通勤・在勤時の「三つの密」を防ぐ取組の徹底をお願いします。

⑨ 職場クラスターを防ぐ感染防止対策

- 職場・寮での手指消毒、マスク着用、職員同士の距離確保、換気の励行、複数人が触る箇所の消毒、発熱等の症状が見られる従業員の出勤自粛、テレビ会議の活用、感染リスクが高まる「5つの場面」を避ける行動などの感染防止対策を徹底してください。
- 特に、休憩室、更衣室、喫煙室等、職場での「居場所の切り替わり」に注意するよう周知してください。
- 従業員に、基本的な感染防止対策の徹底を呼び掛けていただくようお願いします。
- 健康観察アプリも活用しつつ、軽症状者に対する抗原定性検査キット等を活用した検査の実施をお願いします。

⑩ 事業継続計画(BCP)の点検・策定

- 感染爆発に起因する従業員の療養等により、事業活動の低下が懸念されます。あらゆる事業所において、事業継続計画(BCP)を点検し、未策定の場合は早急に策定をお願いします。

Ⅲ. その他のお願い

⑪ イベントの開催制限等

ア. 事業者におけるイベントの開催制限

- 事業者に対する、法第24条第9項に基づくイベントの開催制限は、別表2の基準に制限するとともに、業種別ガイドラインに基づく感染防止対策の徹底をお願いします。

- あわせて、参加者に対するイベント前後の「三つの密」を回避するための方策の徹底をお願いします。

イ. 参加者へのお願い

- イベントに参加する場合は、人との距離確保、マスク着用、大声で会話や過度な飲酒を控えるなど、感染防止対策を徹底し、対策がとれない場合は、参加を自粛してください。また、イベント会場との直行・直帰をお願いします。

※特に、大規模なイベントを開催する際には、事業者は、人数上限やエリア内の行動管理など、適切な感染防止対策を徹底するとともに、参加者は、自覚をもって、感染防止対策を自ら徹底するようお願いします。

⑫ 行事等での対策

- 多数の人が集まる行事については、人と人の距離の確保・マスクの着用・手指衛生・大声での会話の自粛など「基本的な感染防止対策」の徹底をお願いします。

⑬ 学校等での対応

- 学校においては、健康観察の徹底（体調不良の際は登校させない）、手洗い・換気・マスク着用、オンライン学習の活用、食事時の会話禁止（会話は食事後にマスクを着けてから）等の感染防止対策を徹底して、教育活動の継続をお願いします。

- 特に、発熱等の症状がある学生等が登校や活動参加を控えるようお願いします。

- マスクの着用については、十分な身体的距離が確保できる場合や、夏場において熱中症のリスクが高い場合、また、体育の授業等で運動をしているときについては、不要とします。

- 「感染症対策を講じてもなお感染のリスクが高い学習活動」（※）は、地域の感染状況に応じて、慎重に再開を検討するようお願いします。

※（近距離で活動する）理科の実験や観察、美術の共同制作等、長時間対面形式となるグループワーク等及び一斉に大きな声で話す活動、合唱及び管楽器演奏、調理実習、密集する運動、組み合ったり接触したりする運動

- 臨時休業等で登校できない場合は、可能な限りオンラインによる学習支援をお願いします。

- 寮生活、クラブ・部活動など集団行動における感染防止対策の徹底をお願いします。
- 家庭においても、規則正しい生活習慣の徹底（体調不良の際は登校しない・させない）をお願いします。
- 修学旅行等の校外行事の実施については、旅行先の感染状況を確認し、感染防止対策を徹底した上で慎重に判断するようお願いいたします。
- 大学等においても適切な対応をお願いします。

⑭ 保育所、認定こども園、幼稚園等での対応

- 保育所等が果たす社会的機能を維持するため原則開所をお願いします。また、医療従事者等の社会機能維持者等の就労継続が可能となるよう、休園した保育所等の児童に対する代替保育を確保するなど、地域の保育機能を維持するようお願いします。
- 発熱等の症状がある児童の登園自粛を徹底するようお願いします。
- 「保育所における感染症対策ガイドライン」等を踏まえた対応を基本としつつ、感染リスクが高い活動を避けるとともに、児童をできるだけ少人数のグループに分割するなど、感染を広げない形での保育を行うようお願いします。
- 保護者が参加する行事の延期等を含めて大人数での行事を自粛するようお願いします。
- 2歳未満児のマスクの着用は奨めず、2歳以上児についても、個々の発達の状況や体調等を踏まえる必要があることから、他者との身体的距離にかかわらず、マスク着用を一律に求めないようお願いします。
なお、施設内に感染者が生じている場合などにおいて、可能な範囲で、マスクの着用を求めることは考えられます。マスクを着用する場合には、息苦しくないか、嘔吐していないかなどの子どもの体調変化に十分注意するほか、本人の調子が悪い場合などは無理して着用させずに外させるようお願いします。
さらに、児童や保護者の意図に反してマスクの着用を実質的に無理強いすることにならないよう、現場に対して留意点を丁寧に周知し、適切な運用をお願いします。
- 発熱等の症状がある職員の休暇取得の徹底、職員に対する早期のワクチンの3回目接種を行うようお願いします。
- なお、放課後児童クラブ等においても同様の取扱をお願いします。

⑮ 高齢者施設等での対応

- 「高齢者を守る8つのポイント」を遵守し、感染防止対策の徹底をお願いします。さらに、集団感染を防ぐため、施設職員を対象とするスクリーニン

グ検査の積極的な受検をお願いします。

- レクリエーション時のマスク着用、送迎時の窓開けや、発熱した従業員の休暇等、「介護現場における感染対策の手引き」に基づく対応を徹底してください。
- 面会者からの感染を防ぐため、感染が拡大している地域では、オンラインによる面会の実施も含めて対応を検討してください。通所施設において、導線の分離など、感染対策をさらに徹底してください。

IV. 県の取組

- 災害医療の専門家で構成する医療体制緊急確保チームを中心に、県内全ての医療機関と協力し、引き続き、検査体制及び医療提供体制の更なる強化と維持に全力をあげます。
- 体調が悪化した自宅療養者等が速やかに必要な医療が受けられる体制を確保します。
- 健康上の理由等によるワクチン未接種の方や感染不安を感じる無症状の方が無料でPCR等検査を身近で受けられるよう、登録検査所を増加させます。
- 新型コロナワクチンの3回目・4回目接種については、国、市町村、医療機関、医師会等関係団体、企業・大学等と緊密に連携し、希望する全ての対象の方に円滑に接種を進めます。また、実施にあたっては、本県独自の取組により、3回目接種の対象者全ての接種間隔を6か月に前倒すとともに、県の大規模集団接種会場では、4回目接種と並行して、3回目接種を引き続き実施するとともに、予約なし接種も実施し、気軽にワクチン接種を受けていただける機会を提供します。
- 小児接種については、市町村での接種に加え、県の4か所の大規模集団接種会場においても、接種を精力的に実施します。お子様と保護者の方に安心して接種を受けていただけるよう、引き続き、チラシ、Web ページ等を通じて、正しい情報の周知に努めます。
- ワクチン接種後の副反応等については、24 時間対応可能なコールセンターを開設し、看護師等が相談に応じるほか、県内 11 か所の医療機関に副反応の相談窓口を設置し、専門的な医療の提供を行います。
- 県民の皆様が安心してワクチン接種を受けていただける環境を整えるため、県独自の「新型コロナワクチン副反応等見舞金」制度によりを創設し、接種後の副反応等の治療に要した医療費等の経済的負担の軽減を図ります。
- 重症化リスクの高い高齢者施設等の入所者を守り、施設内感染を防ぐため、県内全域で、高齢者施設等職員へのスクリーニング検査を実施します。
- 感染防止対策の継続により影響を受ける県民・事業者の皆様に対し、国の

施策と連携し、きめ細かな支援に努めるとともに、相談体制として、「別表3」の相談窓口やコールセンターにより、様々な問合せや相談に対応します。

- **飲食店等の感染防止対策の向上を図るため、あいスタ認証制度の普及に取り組みます。**
- 県機関においても、テレワーク、ローテーション勤務、時差出勤など、人との接触機会を低減する取組を進めます。
- 感染防止対策の実施に際しては、国、医療機関、市町村等関係機関、団体はもとより、岐阜県・三重県と連携して取組を進めます。

「**嚴重警戒**」での感染防止対策

第7波・感染急拡大の抑制に向け 県民・事業者の皆様へのお願い

実施区域：愛知県全域

実施期間：2022年 3月22日(火)～

今回変更： 7月12日(火)～

全般的な方針

- 国の基本的対処方針を踏まえ、基本的感染防止対策の徹底、テレワークの推進、イベント開催制限等の取組を推進します。
- 基本的感染防止対策とは、「三つの密」(①密閉空間(換気の悪い密閉空間である)、②密集場所(多くの人が密集している)、③密接場所(互いに手を伸ばしたら手が届く距離での会話や発声が行われる))の回避、「人と人との距離の確保」、「マスクの着用(不織布マスクを推奨。以下同じ)」、「手洗い等の手指衛生」、「換気」等をいいます。
- なお、「マスクの着用」については、下記のことに留意をお願いします。
 - ・屋内においては、他者と身体的距離(2m以上を目安)が確保できないときや他者と距離が確保できるが会話を行うときは、マスクの着用をお願いします。他者との距離が確保できる場合で会話をほとんど行わないときは、マスクの着用は必要ありません。
 - ・屋外においては、他者と身体的距離が確保できない場合で会話を行うときは、マスクの着用をお願いします。他者と距離が確保できないときであっても会話をほとんど行わないときは、マスクの着用は必要ありません。
 - ・高温・多湿などの環境下では、熱中症のリスクが高くなるおそれがあるため、上記のマスクの着用が必要ない場面では、マスクを外すことを推奨します。
 - ・特に必要がない場面等で、本人の意に反してマスクの着脱を無理強いしないようお願いします。

I. 県民の皆様へのお願い

① 外出の注意点

- 混雑した場所や感染リスクが高い場所は、避けて行動してください。

② 県をまたぐ移動の注意点

- 帰省や旅行等、県をまたぐ移動は、「三つの密」の回避を含め基本的な感染防止対策を徹底するとともに、移動先での感染リスクの高い行動は控えてください。

③ 高齢者等への感染拡大の防止

- 重症化しやすい高齢者、基礎疾患のある方々、妊婦の皆さんが感染しないよう、人と人との距離の確保やマスク着用など、基本的な感染防止対策の徹底などの配慮をお願いします。
- これらの方々も、感染リスクの高い施設の利用を避け、いつも会う人と少人数で会う等、感染防止対策の徹底をお願いします。

④ 基本的な感染防止対策の徹底

- 「感染しない、感染させない」を徹底してください。
- 特に、若い世代の方々は、基本的な感染防止対策を徹底してください。
- 会食・飲食する際は、同一グループで同一テーブルに4人までを目安に（介助や介護を要する場合は除く）、黙食を基本とし、飲食する時だけマスクを外し、会話の際には「マスク会食」を徹底してください。また、「大声で騒ぐこと」は、飛まつ感染につながるため、やめていただくようお願いします。
- 「ニューあいちスタンダード認証店（以下「あいスタ認証店」という。）や「安全・安心宣言施設」のステッカー掲載店で、感染防止対策が徹底されている店を利用してください。
- ワクチン接種を終えた方も含めて、日頃から、「三つの密」が発生する場所を避け、大人数や長時間におよぶ飲食など別図1「感染リスクが高まる5つの場面」では、マスクの着用、手指消毒等、基本的な感染防止対策を徹底してください。
- タクシーやバス・電車等の公共交通機関では、常にマスクを着用し、大声での会話は控えてください。
- 適切な温度・湿度等を保ちつつ、十分な換気を行ってください。
- 家庭内においても、室内を定期的に換気し、こまめに手洗いを行っていただくとともに、子供の感染防止策を徹底してください。
- 発熱等の症状が出たときは、まずは、かかりつけ医等の地域の医療機関や、保健所に設置された「受診・相談センター」等に電話相談の上、県が指定した「診療・検査医療機関」を受診してください。

- 無症状でも感染の不安がある場合は、PCR等検査を受けてください。
- 接触確認アプリCOCOAを、県民・事業者の皆様、オール愛知で活用し、検査の受診など保健所の早期サポートにつなげてください。
- 新型コロナワクチンの追加接種により、発症予防効果と重症化予防効果は、ともに回復します。3回目接種がお済みでない方や4回目接種の対象となっている方は、積極的にワクチン接種の検討をお願いします。

II. 事業者の皆様へのお願い

⑤ 飲食店等に対する協力要請

- 引き続き、これまでと同様の感染防止対策の徹底をお願いします。
 - (1) 従業員への検査勧奨
 - (2) 入場者の感染防止のための整理・誘導
 - (3) 発熱その他の症状のある者の入場の禁止
 - (4) 手指の消毒設備の設置
 - (5) 事業を行う場所の消毒
 - (6) 入場者に対するマスクの着用その他の感染の防止に関する措置の周知
 - (7) 正当な理由なくマスクの着用等の感染防止措置を講じない者の入場の禁止（すでに入場している者の退場を含む）
 - (8) 施設の換気
 - (9) アクリル板等の設置又は利用者の適切な距離の確保
 - (10) 同一グループの同一テーブルへの入店案内は4人までを目安(介助や介護を要する場合は除く)

※「あいスタ認証店」において、ワクチン・検査パッケージ制度の適用による人数制限の緩和は行わない。

⑥ 業種別ガイドラインの遵守等

- 飲食店では、二酸化炭素濃度測定器を使った店内の換気状態の確認や、会話の声が大きくなるようBGMの音量を最小限にするなど、別表1の対策をお願いします。
- 全ての施設で、感染防止対策を自己点検の上、業種別ガイドラインの遵守の徹底を強くお願いします。
- 事業者は、「あいスタ認証店」や「安全・安心宣言施設」のステッカーを掲示し、利用者に施設の安全性と感染防止対策への協力を呼び掛けてください。

⑦ 生活・経済の安定確保に不可欠な業務の継続

- 「別添」の事業継続が求められる事業者及びこれらの業務を支援する事業者においては、「三つの密」を避けるために必要な対策を含め、十分な感染防止策を講じつつ、感染者や濃厚接触者が発生し、欠勤者が多く発生する場合においても、事業の特性を踏まえ、業務の継続をお願いします。

⑧ テレワークの推進等

- 事業者は、接触機会の低減に向け、休暇取得の促進やテレワーク、ローテーション勤務の推進をお願いします。また、テレワークの活用等による出勤者数削減の実施状況を自ら積極的に公表し、取組を推進するようお願いします。
- 時差出勤、週休や昼食時間の分散化など、通勤・在勤時の「三つの密」を防ぐ取組の徹底をお願いします。

⑨ 職場クラスターを防ぐ感染防止対策

- 職場・寮での手指消毒、マスク着用、職員同士の距離確保、換気の励行、複数人が触る箇所の消毒、発熱等の症状が見られる従業員の出勤自粛、テレビ会議の活用、感染リスクが高まる「5つの場面」を避ける行動などの感染防止対策を徹底してください。
- 特に、休憩室、更衣室、喫煙室等、職場での「居場所の切り替わり」に注意するよう周知してください。
- 従業員に、基本的な感染防止対策の徹底を呼び掛けていただくようお願いします。
- 健康観察アプリも活用しつつ、軽症状者に対する抗原定性検査キット等を活用した検査の実施をお願いします。

⑩ 事業継続計画(BCP)の点検・策定

- 感染爆発に起因する従業員の療養等により、事業活動の低下が懸念されます。あらゆる事業所において、事業継続計画(BCP)を点検し、未策定の場合は早急に策定をお願いします。

Ⅲ. その他のお願い

⑪ イベントの開催制限等

ア. 事業者におけるイベントの開催制限

- 事業者に対する、法第24条第9項に基づくイベントの開催制限は、別表2の基準に制限するとともに、業種別ガイドラインに基づく感染防止対策の徹底をお願いします。
- あわせて、参加者に対するイベント前後の「三つの密」を回避するための方策

の徹底をお願いします。

イ. 参加者へのお願い

- イベントに参加する場合は、人との距離確保、マスク着用、大声で会話や過度な飲酒を控えるなど、感染防止対策を徹底し、対策がとれない場合は、参加を自粛してください。また、イベント会場との直行・直帰をお願いします。

※特に、大規模なイベントを開催する際には、事業者は、人数上限やエリア内の行動管理など、適切な感染防止対策を徹底するとともに、参加者は、自覚をもって、感染防止対策を自ら徹底するようお願いします。

⑫ 行事等での対策

- 多数の人が集まる行事については、人と人の距離の確保・マスクの着用・手指衛生・大声での会話の自粛など「基本的な感染防止対策」の徹底をお願いします。

⑬ 学校等での対応

- 学校においては、健康観察の徹底（体調不良の際は登校させない）、手洗い・換気・マスク着用、オンライン学習の活用、食事時の会話禁止（会話は食事後にマスクを着けてから）等の感染防止対策を徹底して、教育活動の継続をお願いします。
- 特に、発熱等の症状がある学生等が登校や活動参加を控えるようお願いします。
- マスクの着用については、十分な身体的距離が確保できる場合や、夏場において熱中症のリスクが高い場合、また、体育の授業等で運動をしているときについては、不要とします。
- 「感染症対策を講じてもなお感染のリスクが高い学習活動」（※）は、地域の感染状況に応じて、慎重に再開を検討するようお願いします。

※（近距離で活動する）理科の実験や観察、美術の共同制作等、長時間対面形式となるグループワーク等及び一斉に大きな声で話す活動、合唱及び管楽器演奏、調理実習、密集する運動、組み合ったり接触したりする運動

- 臨時休業等で登校できない場合は、可能な限りオンラインによる学習支援をお願いします。
- 寮生活、クラブ・部活動など集団行動における感染防止対策の徹底をお願いします。
- 家庭においても、規則正しい生活習慣の徹底（体調不良の際は登校しない・させない）をお願いします。

- 修学旅行等の校外行事の実施については、旅行先の感染状況を確認し、感染防止対策を徹底した上で慎重に判断するようお願いいたします。
- 大学等においても適切な対応をお願いいたします。

⑭ 保育所、認定こども園、幼稚園等での対応

- 保育所等が果たす社会的機能を維持するため原則開所をお願いいたします。また、医療従事者等の社会機能維持者等の就労継続が可能となるよう、休園した保育所等の児童に対する代替保育を確保するなど、地域の保育機能を維持するようお願いします。
- 発熱等の症状がある児童の登園自粛を徹底するようお願いします。
- 「保育所における感染症対策ガイドライン」等を踏まえた対応を基本としつつ、感染リスクが高い活動を避けるとともに、児童をできるだけ少人数のグループに分割するなど、感染を広げない形での保育を行うようお願いします。
- 保護者が参加する行事の延期等を含めて大人数での行事を自粛するようお願いします。
- 2歳未満児のマスクの着用は奨めず、2歳以上児についても、個々の発達の状況や体調等を踏まえる必要があることから、他者との身体的距離にかかわらず、マスク着用を一律に求めないようお願いします。
なお、施設内に感染者が生じている場合などにおいて、可能な範囲で、マスクの着用を求めることは考えられます。マスクを着用する場合には、息苦しくないか、嘔吐していないかなどの子どもの体調変化に十分注意するほか、本人の調子が悪い場合などは無理して着用させずに外させるようお願いします。
さらに、児童や保護者の意図に反してマスクの着用を実質的に無理強いすることにならないよう、現場に対して留意点を丁寧に周知し、適切な運用をお願いします。
- 発熱等の症状がある職員の休暇取得の徹底、職員に対する早期のワクチンの3回目接種を行うようお願いします。
- なお、放課後児童クラブ等においても同様の取扱をお願いします。

⑮ 高齢者施設等での対応

- 「高齢者を守る8つのポイント」を遵守し、感染防止対策の徹底をお願いします。さらに、集団感染を防ぐため、施設職員を対象とするスクリーニング検査の積極的な受検をお願いします。
- レクリエーション時のマスク着用、送迎時の窓開けや、発熱した従業員の休暇等、「介護現場における感染対策の手引き」に基づく対応を徹底してください。
- 面会者からの感染を防ぐため、感染が拡大している地域では、オンラインによ

る面会の実施も含めて対応を検討してください。通所施設において、導線の分離など、感染対策をさらに徹底してください。

IV. 県の取組

- 災害医療の専門家で構成する医療体制緊急確保チームを中心に、県内全ての医療機関と協力し、引き続き、検査体制及び医療提供体制の更なる強化と維持に全力をあげます。
- 体調が悪化した自宅療養者等が速やかに必要な医療が受けられる体制を確保します。
- 健康上の理由等によるワクチン未接種の方や感染不安を感じる無症状の方が無料でPCR等検査を身近で受けられるよう、登録検査所を増加させます。
- ワクチンの3回目・4回目接種については、国、市町村、医療機関、医師会等関係団体、企業・大学等と緊密に連携し、希望する全ての対象の方に円滑に接種を進めます。また、県の大規模集団接種会場では、4回目接種と並行して、3回目接種を引き続き実施するとともに、予約なし接種も実施し、気軽にワクチン接種を受けていただける機会を提供します。
- 小児接種については、市町村での接種に加え、県の4か所の大規模集団接種会場においても、接種を精力的に実施します。お子様と保護者の方に安心して接種を受けていただけるよう、引き続き、チラシ、Web ページ等を通じて、正しい情報の周知に努めます。
- ワクチン接種後の副反応等については、24 時間対応可能なコールセンターを開設し、看護師等が相談に応じるほか、県内 11 か所の医療機関に副反応の相談窓口を設置し、専門的な医療の提供を行います。
- 県民の皆様安心してワクチン接種を受けていただける環境を整えるため、県独自の「新型コロナワクチン副反応等見舞金」制度により、接種後の副反応等の治療に要した医療費等の経済的負担の軽減を図ります。
- 重症化リスクの高い高齢者施設等の入所者を守り、施設内感染を防ぐため、県内全域で、高齢者施設等職員へのスクリーニング検査を実施します。
- 感染防止対策の継続により影響を受ける県民・事業者の皆様に対し、国の施策と連携し、きめ細かな支援に努めるとともに、相談体制として、「別表 3」の相談窓口やコールセンターにより、様々な問合せや相談に対応します。
- 飲食店等の感染防止対策の向上を図るため、あいスタ認証制度の普及に取り組みます。
- 県機関においても、テレワーク、ローテーション勤務、時差出勤など、人と

の接触機会を低減する取組を進めます。

- 感染防止対策の実施に際しては、国、医療機関、市町村等関係機関、団体はもとより、岐阜県・三重県と連携して取組を進めます。

別図1

感染リスクが高まる「5つの場面」

場面① 飲酒を伴う懇親会等

- 飲酒の影響で気分が高揚すると同時に注意力が低下する。また、感覚が鈍麻し、大きな声になりやすい。
- 特に敷居などで区切られている狭い空間に、長時間、大人数が滞在すると、感染リスクが高まる。
- また、回し飲みや箸などの共用が感染のリスクを高める。



場面② 大人数や長時間におよぶ飲食

- 長時間におよぶ飲食、接待を伴う飲食、深夜のはしご酒では、短時間の食事に比べて、感染リスクが高まる。
- 大人数、例えば5人以上の飲食では、大声になり飛沫が飛びやすくなるため、感染リスクが高まる。



場面③ マスクなしでの会話

- マスクなしに近距離で会話をすることで、飛沫感染やマイクロ飛沫感染での感染リスクが高まる。
- マスクなしでの感染例としては、屋カラオケなどでの事例が確認されている。
- 車やバスで移動する際の中でも注意が必要。



場面④ 狭い空間での共同生活

- 狭い空間での共同生活は、長時間にわたり閉鎖空間が共有されるため、感染リスクが高まる。
- 寮の部屋やトイレなどの共用部分での感染が疑われる事例が報告されている。



場面⑤ 居場所の切り替わり

- 仕事での休憩時間に入った時など、居場所が切り替わると、気の緩みや環境の変化により、感染リスクが高まることもある。
- 休憩室、喫煙所、更衣室での感染が疑われる事例が確認されている。



(出典) 新型コロナウイルス感染症対策分科会資料

別表1

緊急事態宣言解除後地域における当面の間の飲食業の在り方

I. 【店内換気】二酸化炭素濃度測定器を用いて店内を測定し、二酸化炭素濃度が一定水準（目安1,000ppm）を超えないように換気や収容人数を調整する。なお、二酸化炭素濃度が一定水準を超えた場合に自動的に換気が行われる技術を導入する方法もありうる。

II. 【間隔確保】①同一グループ内の人と人との間隔、及び、②他のグループとのテーブル間の距離、を一定以上（目安1～2m）に確保する。なお、距離の確保が困難な場合には、飛沫の飛散防止に有効な遮蔽板（アクリル板等）等を設置するなど工夫する。

III. 【大声】店内で会話の大きくなりすぎないようにBGMの音量を最小限にするなど工夫する。

IV. 【その他】①席の近くに消毒液を設置。②店舗入口等の掲示にて食事中以外のマスク着用及び体調不良者の入店お断りをお願い。③体調の悪い人がキャンセルできるような方針を業界団体で検討。

2021年2月25日新型コロナウイルス感染症対策分科会資料から抜粋

別表2 イベントの開催制限

	収容率	人数上限	営業時間短縮
「感染防止安全計画」を策定し、県がその内容を確認したイベント(注1)	100%(注2)	収容定員まで	なし
その他のイベント(注3)	大声なし:100% 大声あり: 50%	5,000人 又は 収容定員50% のいずれか大きい方	

(注1)5,000人超かつ収容率50%超のイベントに適用。「感染防止安全計画」の詳細は、国からの通知に基づき運用。

(注2)感染防止安全計画策定イベントは、「大声なし」であることが必須。

(注3)収容率と人数上限でどちらか小さい方を限度(両方の条件を満たす必要)。

また、別に示すチェックリストにより、感染防止策への対応状況を確認し、そのチェックリストをイベント主催者等がWebページ等で公表し、イベント終了日から1年間保管すること。

※催物開催に当たっては、別紙「イベントの開催時の必要な感染防止策」に留意すること。

イベント開催における必要な感染防止策

項目	基本的な感染対策
①飛沫の抑制（マスク着用や大声を出さないこと）の徹底	<input type="checkbox"/> 飛沫が発生するおそれのある行為を抑制するため、適切なマスク（不織布マスクを推奨。以下同じ。）の正しい着用や大声を出さないことを周知・徹底し、そうした行為をする者がいた場合には、個別に注意、退場処分等の措置を講じる。 ＊大声の定義を「客が、通常よりもはるかに大きな声量で、反復・継続的に声を発すること」とし、これに対する対策を施さないイベントは「大声あり」に該当することと整理する。 ＊大声を伴う可能性のあるため収容率を50%とする場合でも、常に大声を出すことは飛沫防止の観点から望ましいものではないため、対策を徹底すること ＊飛沫が発生するおそれのある行為には、大声での会話を誘発するような、大音量のBGMや応援なども含む ＊マスクの着用については、厚生労働省HP「国民の皆さまへ（新型コロナウイルス感染症）」参照。 なお、屋外において、他者と距離がとれない場合であっても会話をほとんど行わない場合は、マスクの着用は必要ないことに留意すること。
②手洗、手指・施設消毒の徹底	<input type="checkbox"/> こまめな手洗やアルコール消毒による手指消毒の徹底を促す（会場出入口等へのアルコール等の手指消毒液の設置や場内アナウンス等の実施） <input type="checkbox"/> 主催者側による施設内（出入口、トイレ、共用部等）の定期的かつこまめな消毒の実施。
③換気の徹底	<input type="checkbox"/> 法令を遵守した空調設備の設置による常時換気又はこまめな換気（1時間に2回以上・1回に5分以上）の徹底。 ＊室温が下らない範囲での常時窓開けも可。 ＊屋外開催は上記と同程度の換気効果と想定。 ＊必要に応じて、湿度40%以上を目安に加湿も検討。
④来場者間の密集回避	<input type="checkbox"/> 入退場時の密集を回避するための措置（入場ゲートの増設や時間差入退場等）の実施 <input type="checkbox"/> 休憩時間や待合場所での密集を回避するための人員配置や導線確保等の体制構築 ＊入場口・トイレ・売店等の密集が回避できない場合はキャパシティに応じ収容人数を制限する等、最低限人と人が触れ合わない程度の間隔を確保する。 <input type="checkbox"/> 大声を伴う可能性のある催物は、前後左右の座席との身体的距離、大声を伴わない場合には、人と人が触れ合わない間隔の確保 ＊「大声あり」の場合、座席間は1席（立席の場合1m）空けること。
⑤飲食の制限	<input type="checkbox"/> 飲食可能エリアにおける感染防止策（飲食店に求められる感染防止策等を踏まえた十分な対策）の徹底 <input type="checkbox"/> 長時間マスクを外す飲食は、隣席への飛沫感染のリスクを高めるため、可能な限り、飲食専用エリア以外（例：観客席等）は自粛。 ＊発声がないことを前提に、飲食時以外のマスク着用担保や、マスクを外す時間を短くするため食事時間を短縮する等の対策ができる環境においてはこの限りではない。 <input type="checkbox"/> 食事中は、マスク無しでの会話禁止を徹底 <input type="checkbox"/> 自治体等の要請を踏まえた飲食・酒類提供の可否判断（提供する場合には飲酒による大声等を防ぐ対策を検討）
⑥出演者等の感染対策	<input type="checkbox"/> 有症状者（発熱又は風邪等の症状を呈する者）は出演・練習を控えるなど日常からの出演者（演者・選手等）の健康管理を徹底する。 ＊体調が悪いときは医療機関等に適切に相談 <input type="checkbox"/> 練習時等、催物開催前も含め、声を発出する演者間での感染リスクに対処する。 ＊練習時等であっても、適切なマスクの正しい着用、演者間の適切な距離確保、換気、必要に応じた検査等の対策が必要。 <input type="checkbox"/> 出演者（演者・選手等）と観客が催物前後・休憩時間等に接触しないよう確実な措置を講じる。
⑦参加者の把握等	<input type="checkbox"/> 「5つの場面」の注意喚起や直行・直帰の呼びかけ等イベント前後の感染防止の注意喚起。 <input type="checkbox"/> 入場時の連絡先確認やアプリ等を活用した参加者の把握。 ＊接触確認アプリ（COCOA）や各地域の通知サービス（BluetoothやQRコードを用いたもの等）を活用。 ＊原則、参加者全員に対してアプリダウンロードまたは、氏名・連絡先等の把握を徹底。 <input type="checkbox"/> 入場時の検温、有症状（発熱又は風邪等の症状）等を理由に入場できなかった際の払い戻し措置等により、有症状者の入場を確実に防止。 ＊チケット販売時に、有症状の場合は早めに連絡・キャンセルすることを周知すること。

※上記に加え、自治体からの要請や各業界が定める業種別ガイドライン（該当する業種において策定されている場合）を遵守すること。

※参加人数が5,000人以下のイベントについては、「感染防止策チェックリスト」を作成し、HP等で公表してください。

5,000人を超える場合は、別途「感染防止安全計画」の提出が必要です。

2022年5月23日 国・事務連絡「イベント開催等における感染防止安全計画等について（改定その5）」から抜粋

別表3 新型コロナウイルス感染症関連の主な相談窓口

① 新型コロナウイルス感染症に関する各種相談窓口

名称	電話番号	受付時間	備考(取扱内容・所管区域等)
愛知県・新型コロナウイルス感染症「県民相談総合窓口(コールセンター)」	052-954-7453	午前9時～午後5時 (土、日、祝日を含む毎日)	
愛知県感染防止対策協力金専用(飲食店営業時間短縮要請枠・カラオケ設備利用自粛要請枠)コールセンター	052-228-7310	午前9時～午後5時 (土、日、祝日を含む毎日)	愛知県感染防止対策協力金(飲食店営業時間短縮要請枠・カラオケ設備利用自粛要請枠)に関する事
愛知県感染防止対策協力金専用(大規模施設等営業時間短縮要請枠)コールセンター	0120-263-225 (フリーダイヤル)	午前9時～午後5時 (土、日、祝日を含む毎日)	愛知県感染防止対策協力金(大規模施設等営業時間短縮要請枠)に関する事
愛知県中小企業者等応援金専用コールセンター	0120-100-476 (フリーダイヤル)	午前9時～午後5時 (土、日、祝日を含む毎日)	愛知県中小企業者等応援金に関する事
あいスタ認証コールセンター	052-977-3655	午前10時～午後5時 (土、日、祝日を含む毎日)	あいスタ認証の申請手続き、審査基準、ワクチン・検査パッケージ制度適用登録に関する事

② 新型コロナワクチンに関する電話相談窓口

名称	電話番号	受付時間	備考(取扱内容・所管区域等)
厚生労働省新型コロナワクチンコールセンター	0120-761770 (フリーダイヤル)	午前9時～午後9時 (土・祝日も実施)	

③ 中小・小規模企業総合相談窓口

名称	電話番号	受付時間	備考(取扱内容・所管区域等)
産業政策課	052-954-6330	平日 午前8時45分～午後5時30分	中小・小規模企業対策全体
中小企業金融課	052-954-6333		中小・小規模企業金融支援策
産業人材育成課	052-954-6365		中小・小規模企業人材支援策
産業人材育成支援センター	052-954-6717		
尾張県民事務所産業労働課	052-961-7211(代表)		中小・小規模企業対策全体
海部県民事務所産業労働課	0567-24-2111(代表)		
知多県民事務所産業労働課	0569-21-8111(代表)		
西三河県民事務所産業労働課	0564-23-1211(代表)		
豊田加茂産業労働・山村振興グループ	0565-32-7498		
東三河総局企画調整部産業労働課	0532-54-5111(代表)		
新城設楽振興事務所山村振興課産業労働グループ	0536-23-2111(代表)		
あいち産業科学技術総合センター	0561-76-8301		中小・小規模企業技術指導
産業技術センター	0566-24-1841		中小・小規模企業技術指導全般に関する事
常滑窯業試験場	0569-35-5151		
三河窯業試験場	0566-41-0410		中小・小規模企業技術指導のうち窯業に関する事
瀬戸窯業試験場	0561-21-2116		
食品工業技術センター	052-325-8091		中小・小規模企業技術指導のうち食品工業に関する事
尾張繊維技術センター	0586-45-7871		中小・小規模企業技術指導のうち繊維工業に関する事
三河繊維技術センター	0533-59-7333		
(公財)あいち産業振興機構	052-715-3071		各相談窓口の業務時間内
愛知県信用保証協会		各相談窓口の業務時間内	中小・小規模企業金融支援策
総合相談窓口	0120-454-754		
西三河支店	0564-25-2430		
東三河支店	0532-57-5611		
愛知県中小企業団体中央会	052-485-6811		中小・小規模企業対策全体
各商工会議所及び各商工会	-		中小・小規模企業対策全体

④ 学校に関する相談窓口

名称	電話番号	受付時間	備考(取扱内容・所管区域等)
義務教育課 教科指導・人権教育グループ	052-954-6799	平日 午前8時45分～午後5時30分	小・中学校、義務教育学校関係
高等学校教育課 教科・定通指導グループ	052-954-6787	平日 午前8時45分～午後5時30分	高等学校関係
特別支援教育課 指導グループ	052-954-6798	平日 午前8時45分～午後5時30分	特別支援学校関係
保健体育課 振興・保健グループ	052-954-6793	平日 午前8時45分～午後5時30分	学校保健、運動部活動、給食関係

⑤ 感染が不安な方や健康に関する相談窓口

名称	電話番号	受付時間	備考(取扱内容・所管区域等)
診療・検査医療機関	https://www.pref.aichi.jp/site/covid19-aichi/soudan.html#1		

受診・相談センター

名称	電話番号	受付時間	備考(取扱内容・所管区域等)
瀬戸保健所	0561-21-1699	平日 午前9時～午後5時30分	瀬戸市、尾張旭市、豊明市、日進市、東郷町、長久手市
春日井保健所	0568-37-3859		春日井市、小牧市
江南保健所	0587-55-1699		犬山市、江南市、岩倉市、大口町、扶桑町
清須保健所	052-400-2499		稲沢市、清須市、北名古屋、豊山町
津島保健所	0567-24-6999		津島市、愛西市、弥富市、あま市、大治町、蟹江町、飛島村
半田保健所	0569-21-3342		半田市、阿久比町、東浦町、南知多町、美浜町、武豊町
知多保健所	0562-32-1699		常滑市、東海市、大府市、知多市
衣浦東部保健所	0566-22-1699		碧南市、刈谷市、安城市、知立市、高浜市、みよし市
西尾保健所	0563-54-1299		西尾市、幸田町
新城保健所	0536-23-5999		新城市、設楽町、東栄町、豊根村
豊川保健所	0533-86-3177	豊川市、蒲郡市、田原市	

夜間・休日の受診相談窓口

名称	電話番号	受付時間	備考(取扱内容・所管区域等)
夜間・休日相談窓口	052-526-5887	平日夜間 午後5時30分～翌午前9時 土、日、祝日 24時間体制	

政令市・中核市にお住まいの方の相談窓口

名称	電話番号	受付時間	備考(取扱内容・所管区域等)
名古屋市保健所	050-3614-0741	毎日 24時間体制	名古屋市
豊橋市保健所	0532-39-9119	毎日 24時間体制	豊橋市
岡崎市保健所	0564-23-5074	平日 午前9時～午後5時	岡崎市
	052-856-0318	平日夜間 午後5時～翌午前9時 (コールセンター) 土・日・祝日 24時間体制	
一宮市保健所	0586-52-3850	昼間(午前8時45分～午後5時)	一宮市
	052-856-0315	夜間(午後5時～翌午前8時45分)	
豊田市保健所	0565-34-6586	平日 午前9時～午後5時	豊田市
	050-3615-6946	平日夜間 午後5時～翌午前9時 (コールセンター) 土・日・祝日 24時間体制	

かかりつけの診療所・病院が開いていないとき

名称	電話番号	受付時間	備考(取扱内容・所管区域等)
愛知県救急医療情報センター	052-263-1133	毎日、24時間体制	名古屋地域
	0532-63-1133		豊橋地域
	0564-21-1133		岡崎地域
	0586-72-1133		一宮地域
	0561-82-1133		瀬戸地域
	0569-28-1133		半田地域
	0568-81-1133		春日井地域
	0567-26-1133		津島地域
	0566-36-1133		刈谷地域
	0565-34-1133		豊田地域
	0563-54-1133		西尾地域
	0562-33-1133		尾張横須賀地域
	0536-22-1133		新城地域
	0536-62-1133		設楽地域
	0531-23-1133		田原地域

一般相談窓口

名称	電話番号	受付時間	備考(取扱内容・所管区域等)
瀬戸保健所	0561-82-2196	平日 午前9時～午後5時	瀬戸市、尾張旭市、豊明市、日進市、東郷町、長久手市
春日井保健所	0568-31-2188		春日井市、小牧市
江南保健所	0587-56-2157		犬山市、江南市、岩倉市、大口町、扶桑町
清須保健所	052-401-2100		稲沢市、清須市、北名古屋、豊山町
津島保健所	0567-26-4137		津島市、愛西市、弥富市、あま市、大治町、蟹江町、飛島村
半田保健所	0569-21-3341		半田市、阿久比町、東浦町、南知多町、美浜町、武豊町
知多保健所	0562-32-6211		常滑市、東海市、大府市、知多市
衣浦東部保健所	0566-21-4797		碧南市、刈谷市、安城市、知立市、高浜市、みよし市
西尾保健所	0563-56-5241		西尾市、幸田町
新城保健所	0536-22-2203		新城市、設楽町、東栄町、豊根村
豊川保健所	0533-86-3188	豊川市、蒲郡市、田原市	

政令市・中核市にお住まいの方の一般相談窓口

千種保健センター	052-753-1982	平日 午前8時45分～午後5時15分	
東保健センター	052-934-1218		
北保健センター	052-917-6552		
西保健センター	052-523-4618		
中村保健センター	052-481-2295		
中保健センター	052-265-2262		
昭和保健センター	052-735-3964		
瑞穂保健センター	052-837-3264		
熱田保健センター	052-683-9683		
中川保健センター	052-363-4463		
港保健センター	052-651-6537		
南保健センター	052-614-2814		
守山保健センター	052-796-4623		
緑保健センター	052-891-3623		
名東保健センター	052-778-3114		
天白保健センター	052-807-3917		
豊橋市保健所	0532-39-9119	毎日 午前9時～午後5時	
岡崎市保健所	0564-23-5074	毎日 午前9時～午後5時	
一宮市保健所	0586-52-3850	平日 午前8時30分～午後5時15分	
豊田市保健所	0565-34-6052	平日 午前9時～午後5時	

看護所による一般相談窓口(健康相談)

感染症対策局感染症対策課	052-954-6272	午前9時～午後5時30分 (土・日・祝日を含む毎日)	
--------------	--------------	-------------------------------	--

⑥ 相談窓口が分からない方への総合案内

名称	電話番号	受付時間	備考(取扱内容等)
愛知県県民相談・情報センター	052-962-5100	平日 午前9時～午後5時15分	
西三河県民相談室	0564-27-0800	平日 午前9時～午後5時15分	
東三河県民相談室	0532-52-7337	平日 午前9時～午後5時15分	

別 添

事業の継続が求められる事業者

以下、事業者等については、「三つの密」を避けるための取組を講じていただきつつ、事業の継続を求める。

1. 医療体制の維持

- ・新型コロナウイルス感染症の治療はもちろん、その他の重要疾患への対応もあるため、全ての医療関係者の事業継続を要請する。
- ・医療関係者には、病院・薬局等のほか、医薬品・医療機器の輸入・製造・販売、献血を実施する採血業、入院者への食事提供等、患者の治療に必要な全ての物資・サービスに関わる製造業、サービス業を含む。

2. 支援が必要な方々の保護の継続

- ・高齢者、障害者等特に支援が必要な方々の居住や支援に関する全ての関係者(生活支援関係事業者)の事業継続を要請する。
- ・生活支援関係事業者には、介護老人福祉施設、障害者支援施設等の運営関係者のほか、施設入所者への食事提供など、高齢者、障害者等が生活する上で必要な物資・サービスに関わる全ての製造業、サービス業を含む。

3. 国民の安定的な生活の確保

- ・自宅等で過ごす国民が、必要最低限の生活を送るために不可欠なサービスを提供する関係事業者の事業継続を要請する。

- ① インフラ運営関係(電力、ガス、石油・石油化学・LPガス、上下水道、通信・データセンター等)
- ② 飲食料品供給関係(農業・林業・漁業、飲食料品の輸入・製造・加工・流通・ネット通販等)
- ③ 生活必需物資供給関係(家庭用品の輸入・製造・加工・流通・ネット通販等)
- ④ 宅配・テイクアウト、生活必需物資の小売関係(百貨店・スーパー、コンビニ、ドラッグストア、ホームセンター等)
- ⑤ 家庭用品のメンテナンス関係(配管工・電気技師等)
- ⑥ 生活必需サービス(ホテル・宿泊、銭湯、理美容、ランドリー、獣医等)
- ⑦ ごみ処理関係(廃棄物収集・運搬、処分等)
- ⑧ 冠婚葬祭業関係(火葬の実施や遺体の死後処置に係る事業者等)
- ⑨ メディア(テレビ、ラジオ、新聞、ネット関係者等)
- ⑩ 個人向けサービス(ネット配信、遠隔教育、ネット環境維持に係る設備・サービス、自家用車等の整備等)

4. 社会の安定の維持

・社会の安定の維持の観点から、企業の活動を維持するために不可欠なサービスを提供する関係事業者の最低限の事業継続を要請する。

- ① 金融サービス(銀行、信金・信組、証券、保険、クレジットカードその他決済サービス等)
- ② 物流・運送サービス(鉄道、バス・タクシー・トラック、海運・港湾管理、航空・空港管理、郵便等)
- ③ 国防に必要な製造業・サービス業の維持(航空機、潜水艦等)
- ④ 企業活動・治安の維持に必要なサービス(ビルメンテナンス、セキュリティ関係等)
- ⑤ 安全安心に必要な社会基盤(河川や道路等の公物管理、公共工事、廃棄物処理、個別法に基づく危険物管理等)
- ⑥ 行政サービス等(警察、消防、その他行政サービス)
- ⑦ 育児サービス(保育所等の児童福祉施設、放課後児童クラブ等)

5. その他

・医療、製造業のうち、設備の特性上、生産停止が困難なもの(高炉や半導体工場等)、医療・支援が必要な人の保護・社会基盤の維持等に不可欠なもの(サプライチェーン上の重要物を含む。)を製造しているものについては、感染防止に配慮しつつ、継続する。また、医療、国民生活・国民経済維持の業務を支援する事業者等にも、事業継続を要請する。

・学校等については、児童生徒等や学生の学びの継続の観点等から、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」等を踏まえ、事業継続を要請する。

「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針 令和3年11月19日(令和4年1月25日変更)」から抜粋

愛知県新型コロナウイルス感染症

第7波・感染急拡大の抑制

嚴重警戒

愛知県全域

実施期間 3月22日～
今回変更 7月12日～

「嚴重警戒」での感染防止対策 ①

県民	①外出の注意点	混雑した場所や感染リスクが高い場所を避けて
	②県をまたぐ移動の注意点	基本的な感染防止対策を徹底
	③高齢者等への感染拡大の防止	高齢者・基礎疾患のある方に配慮
	④基本的な感染防止対策の徹底	感染しない、感染させない
事業者	⑤飲食店等に対する協力要請	入場者の感染防止のための整理・誘導 手指の消毒設備の設置 入場者に対するマスク着用等の周知 等
	⑥業種別ガイドラインの遵守等	全ての施設で感染防止対策を自己点検
	⑦生活・経済の安定確保に不可欠な業務の継続	十分な感染防止対策を講じつつ、業務を継続
	⑧テレワークの推進等	テレワークやローテーション勤務の推進

「**嚴重警戒**」での**感染防止対策** ②

事業者	⑨ 職場クラスターを防ぐ感染防止対策	休憩室等での注意周知	
	⑩ 事業継続計画(BCP)の点検・策定	事業継続計画(BCP)を点検し、未策定の場合は早急に策定	
その他	⑪ イベントの開催制限等	感染防止安全計画策定イベント	収容定員まで
		その他のイベント	5,000人又は収容定員50%のいずれか大きい方
	⑫ 行事等での対策	人と人の距離の確保、大声での会話自粛	
	⑬ 学校等での対応	感染リスクが高い学習活動の実施は慎重に再開を検討、部活動は感染防止対策を徹底	
	⑭ 保育所、認定こども園、幼稚園等での対応	感染リスクが高い活動は回避 (2歳未満児)マスク着用は奨めない (2歳以上児)マスク着用は一律には求めない	
⑮ 高齢者施設等での対応	「介護現場における感染対策の手引き」に基づく対応を徹底		
県	○ワクチン接種の機会の提供	○あいスタ認証店の普及	

I. 県民の皆様へのお願ひ

① 外出の注意点

○**外出する場合は、混雑した場所や感染リスクが高い場所を避けて**

② 県をまたぐ移動の注意点

- 基本的な感染防止対策を徹底**
- 移動先での感染リスクの高い行動は控えて**

③ 高齢者等への感染拡大の防止

- **高齢者・基礎疾患**のある方に配慮
- **感染リスクの高い施設**を利用しない

④ 基本的な感染防止対策の徹底

- **感染しない・させない**
- **4人までを目安に黙食**を基本とし、**マスク会食**
- **あいスタ認証店**や**安全・安心宣言施設**を利用
- 「**三つの密**」は避けて



内閣官庁IP掲載イラストを加工

Ⅱ. 事業者の皆様へのごお願い

⑤ 飲食店等に対する協力要請

- **入場者**の**感染防止**のための**整理・誘導**
- **手指の消毒設備**の**設置**
- **入場者**に対する**マスク着用**等の**周知**
- **施設の換気** 等

⑥ 業種別ガイドラインの遵守等

- **業種別ガイドライン**の**遵守、徹底**
- **全ての施設**で、**感染防止対策**の**自己点検**

⑦ 生活・経済の安定確保に不可欠な業務の継続

○ 生活・経済の安定確保に不可欠な事業者

- ① 医療体制の維持 (病院・薬局等)
- ② 支援が必要な方々の保護の継続 (介護老人福祉施設等)
- ③ 国民の安定的な生活の確保 (インフラ・食料品供給関係等)
- ④ 社会の安定の維持 (金融・物流・警察・消防・託児所等)
- ⑤ その他 (学校等)

○ 欠勤者が多く発生する場合でも事業を継続

⑧ テレワークの推進等

○ 接触機会の低減に向け、**休暇取得の促進、テレワークの推進等**

⑨ 職場クラスターを防ぐ感染防止対策

○ **休憩室等の居場所の切替わり**に注意

⑩ 事業継続計画(BCP)の点検・策定

○ **事業継続計画(BCP)を点検し、未策定の場合**は**早急に策定**

Ⅲ. その他のお願い

⑪ イベントの開催制限等

内容	感染防止安全計画策定イベント	収容率 100% かつ 人数上限 収容定員 まで
	その他のイベント	収容率 50% (大声あり)・ 100% (大声なし) かつ人数上限 5,000人 又は 収容定員 50% の いずれか大きい方
その他	<ul style="list-style-type: none">○事業者は適切な感染防止対策、イベント前後の「三つの密」回避の方策を徹底○イベント会場には直行・直帰○参加者は人との距離確保等自覚を持って感染防止対策を徹底	

⑫ 行事等での対策

- 多人数が集まる行事**は**感染防止対策**を**徹底**

⑬ 学校等での対応

- 健康観察・感染防止を**徹底**し**教育活動****継続**
- 十分な**身体的距離**を**確保**できる**場合**や**体育の授業**等で**運動**をしているときなどは**マスク**の着用は**不要**
- 感染症対策を講じてもなお**感染リスク**が高い**学習活動**は、**地域の感染状況**に応じて、**慎重に再開**を検討
- 臨時休業等で**登校できない**場合は、可能な限り**オンライン**による**学習支援**

⑭ 保育所、認定こども園、幼稚園等での対応

- 社会的機能を維持するため**原則開所**、休園した保育所等の児童に対する**代替保育を確保**
- 感染リスクが高い活動**を避け、できるだけ**少人数に分割**するなど、**感染を広げない形での保育**
- 発熱等の症状がある児童の登園自粛の徹底**
- 大人数での行事の自粛**
- 2歳未満児のマスク着用は奨めない**
- 2歳以上児についても、他者との身体的距離にかかわらず、マスク着用を一律には求めない**
- マスクを着用する場合には、子どもの体調変化に十分注意、調子が悪い場合などは外させる**

⑮ 高齢者施設等での対応

- レクリエーション時のマスク着用、送迎時の窓開けや、**発熱した従業者の休暇等、「介護現場における感染対策の手引き」に基づく対応を徹底**
- 面会者からの感染を防ぐため、感染が拡大している地域では、**オンラインによる面会の実施も含めて対応を検討**。通所施設において、**導線の分離など、感染対策をさらに徹底**

IV. 県の取組

- **感染不安を感じる無症状者等を対象に無料でPCR等検査を実施**
- **ワクチンの3回目・4回目接種を国、市町村、医療機関、医師会等関係団体、企業・大学等と緊密に連携し、希望者全てに円滑に推進**
- **大規模接種会場では、4回目接種と並行して、3回目接種を引き続き実施するとともに、予約なし接種も実施**
- **小児接種の実施、副反応に関する相談体制の確保**
- **飲食店等の感染防止対策の向上を図るため、あいスタ認証制度の普及**



指標の推移

参考資料 1

		→ 厳重警戒 (3月22日～)																											
日付		5/16	5/17	5/18	5/19	5/20	5/21	5/22	5/23	5/24	5/25	5/26	5/27	5/28	5/29	5/30	5/31	6/1	6/2	6/3	6/4	6/5	6/6	6/7	6/8	6/9	6/10	6/11	6/12
曜日		月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日
(1) 入院患者数	単日	334	305	283	281	291	296	305	300	303	302	304	321	330	313	306	293	296	287	270	270	263	260	247	225	222	209	189	197
	過去7日間平均	348.4	339.4	329.0	318.6	312.1	305.1	299.3	294.4	294.1	296.9	300.1	304.4	309.3	310.4	311.3	309.9	309.0	306.6	299.3	290.7	283.6	277.0	270.4	260.3	251.0	242.3	230.7	221.3
新規陽性者数		1005	2624	2718	2406	2292	2277	1847	704	2470	2392	2015	1754	1620	1181	535	1600	1642	1357	1230	1165	909	415	1290	1169	967	918	888	714
(2) 新規陽性者数 ^{※1}		2272.9	2219.1	2217.6	2222.3	2199.3	2171.4	2167.0	2124.0	2102.0	2055.4	1999.6	1922.7	1828.9	1733.7	1709.6	1585.3	1478.1	1384.1	1309.3	1244.3	1205.4	1188.3	1144.0	1076.4	1020.7	976.1	936.6	908.7
(参考項目)																													
入院患者のうち重症者数 ^{※1}		5.9	5.3	4.4	4.0	3.9	3.7	3.9	4.1	4.4	4.6	4.6	4.7	4.7	4.7	4.7	5.0	5.3	5.7	6.0	6.4	6.9	7.3	7.1	6.9	6.6	6.3	5.9	5.3
新規高齢者数 ^{※1、※3}		114.0	111.7	111.7	113.7	110.6	108.1	104.6	102.3	104.0	101.9	95.3	94.1	92.4	89.1	88.1	82.9	81.9	80.9	76.3	73.7	73.7	72.1	68.6	59.6	58.4	56.4	53.4	48.0
陽性率 ^{※2}		31.9%	31.0%	30.7%	30.5%	30.2%	29.9%	29.8%	28.9%	28.4%	27.9%	27.6%	27.0%	26.3%	25.2%	25.6%	24.6%	23.4%	22.2%	21.3%	20.4%	20.0%	20.2%	19.9%	19.2%	18.7%	18.2%	17.8%	17.4%

		→ 指標の変更								→ 第7波																			
日付		6/13	6/14	6/15	6/16	6/17	6/18	6/19	6/20	6/21	6/22	6/23	6/24	6/25	6/26	6/27	6/28	6/29	6/30	7/1	7/2	7/3	7/4	7/5	7/6	7/7	7/8	7/9	7/10
曜日		月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日
(1) 入院患者数	単日	179	156	152	130	127	123	128	124	121	113	109	110	125	129	131	138	162	175	180	188	189	198	198	205	228	260	285	302
	過去7日間平均	209.7	196.7	186.3	173.1	161.4	152.0	142.1	134.3	129.3	123.7	120.7	118.3	118.6	118.7	119.7	122.1	129.1	138.6	148.6	157.6	166.1	175.7	184.3	190.4	198.0	209.4	223.3	239.4
新規陽性者数		332	1068	913	819	794	830	690	275	1089	997	914	887	881	706	444	1373	1434	1322	1294	1470	1164	670	2481	2737	2712	2820	3227	3088
(2) 新規陽性者数 ^{※1}		896.9	865.1	828.6	807.4	789.7	781.4	778.0	769.9	772.9	784.9	798.4	811.7	819.0	821.3	845.4	886.0	948.4	1006.7	1064.9	1149.0	1214.4	1246.7	1405.0	1591.1	1789.7	2007.7	2258.7	2533.6
(参考項目)																													
入院患者のうち重症者数 ^{※1}		4.7	4.4	4.4	4.1	3.7	3.4	3.1	2.9	2.6	2.1	2.0	1.9	1.7	1.6	1.4	1.3	1.1	1.0	1.0	1.0	1.0	1.1	1.3	1.4	1.6	1.9	2.1	2.4
新規高齢者数 ^{※1、※3}		47.9	48.3	47.4	43.4	43.9	40.1	41.6	41.3	42.0	42.3	46.6	46.0	47.1	47.0	48.6	52.6	57.9	58.0	60.3	68.7	78.3	79.7	89.0	98.3	108.7	123.3	135.6	145.3
陽性率 ^{※2}		17.5%	17.2%	16.7%	16.5%	16.3%	16.2%	16.2%	15.8%	16.0%	16.0%	16.3%	16.7%	17.0%	16.9%	17.3%	18.1%	19.3%	20.2%	21.0%	22.3%	23.4%	23.8%						

日付		7/11
曜日		月
(1) 入院患者数	単日	307
	過去7日間平均	255.0
新規陽性者数		1545
(2) 新規陽性者数 ^{※1}		2658.6
(参考項目)		
入院患者のうち重症者数 ^{※1}		2.4
新規高齢者数 ^{※1、※3}		149.3
陽性率 ^{※2}		

指標 (2022年6月14日時点から適用)

最大確保病床 : 2,540床
最大確保重症者用病床 : 230床

基準項目	注意(警戒)領域			危険領域		
	注意 (グリーン)	警戒 (イエロー)	厳重警戒 (オレンジ)	危険 (レッド)		
県のレベル分類	レベル0・1A	レベル1B	レベル2	レベル3A	レベル3B	レベル4
(1) 入院患者数 (感染拡大時: 単日) (感染縮小時: 過去7日間平均)	242人未満	242人 ^{※3}	485人 ^{※4}	861人 ^{※5}	1,167人 ^{※6}	2,032人 ^{※7}
(2) 新規陽性者数 (過去7日間平均)	50人未満	50人	160人	530人	—	—

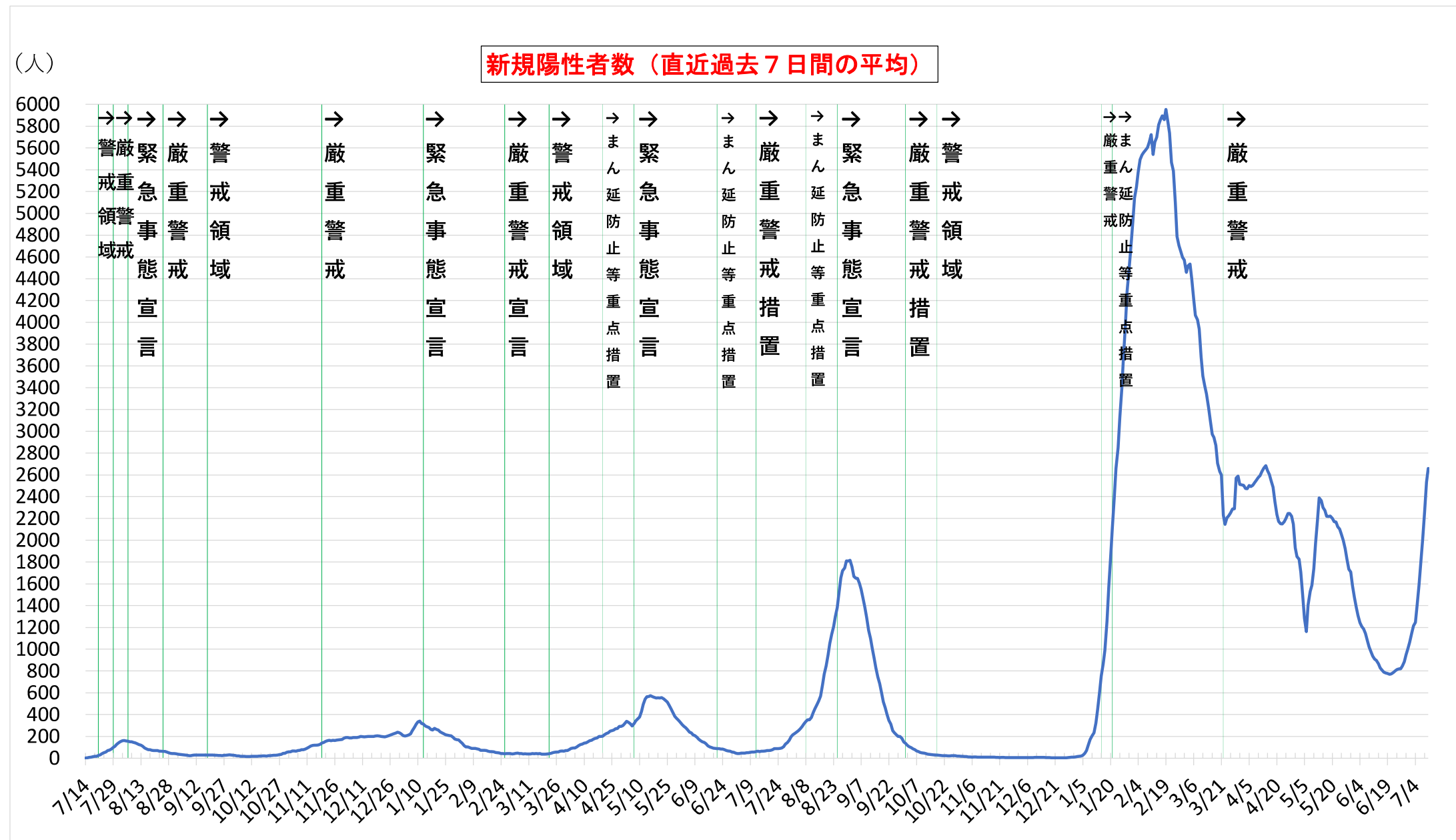
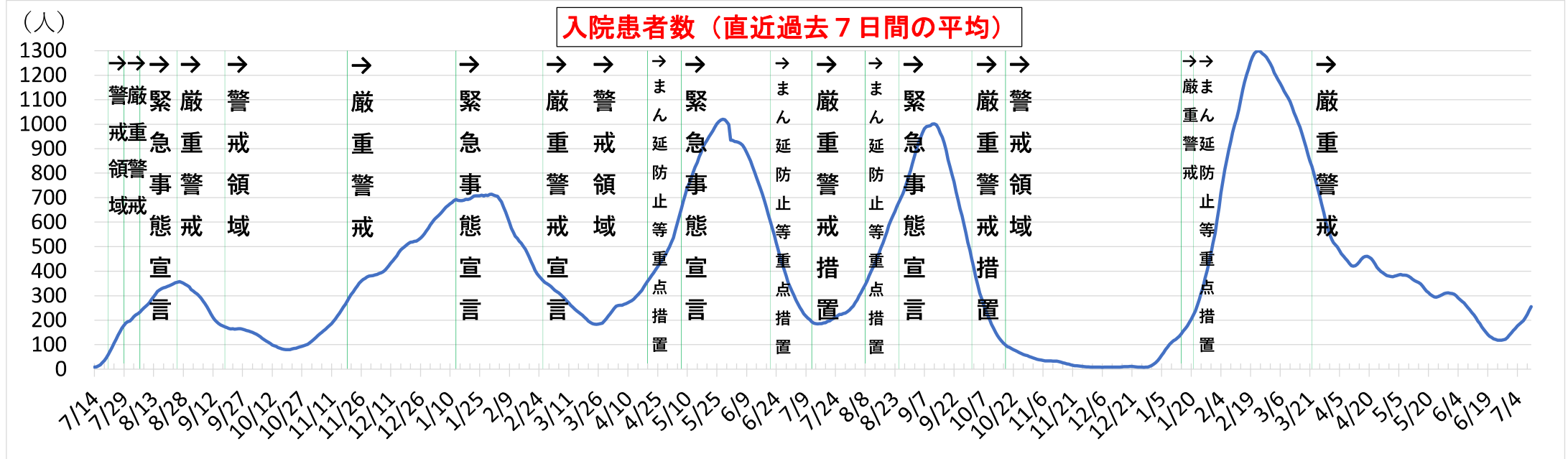
参考項目						
入院患者のうち重症者数 ^{※1} (過去7日間平均)	27人未満	27人 ^{※3}	55人 ^{※4}	86人 ^{※5}	109人 ^{※6}	184人 ^{※7}
新規陽性者うちの高齢者数 (70歳以上) (過去7日間平均)	7人未満	7人	22人	75人	—	—
陽性率(過去7日間) (陽性者数/検査者数 ^{※2})	2.5%未満	2.5%	5.0%	10.0%	—	—

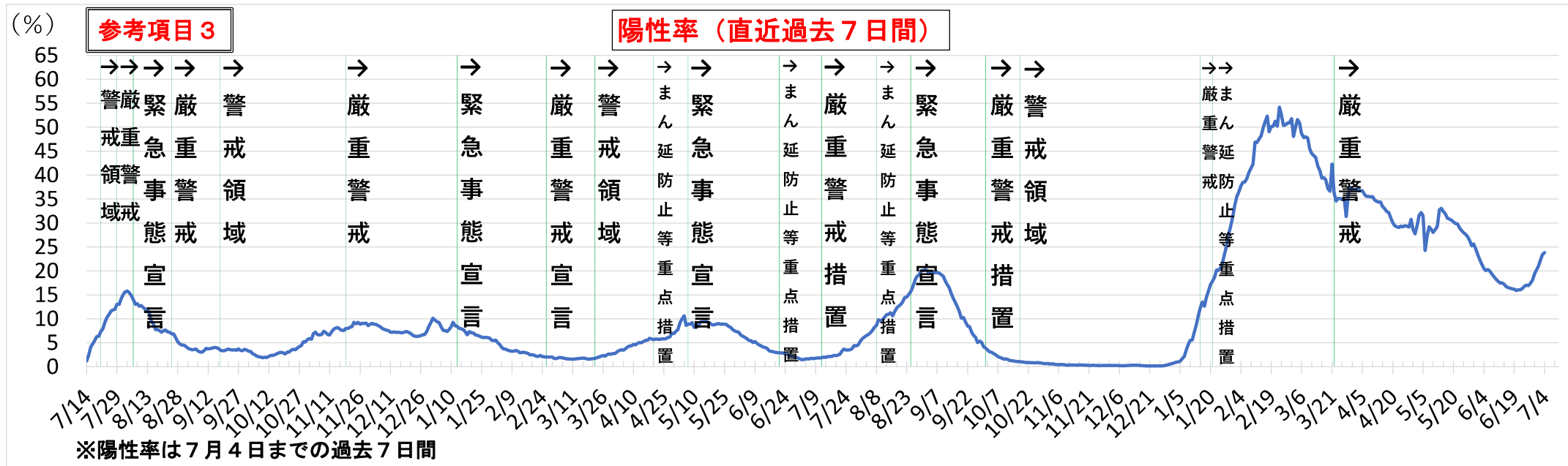
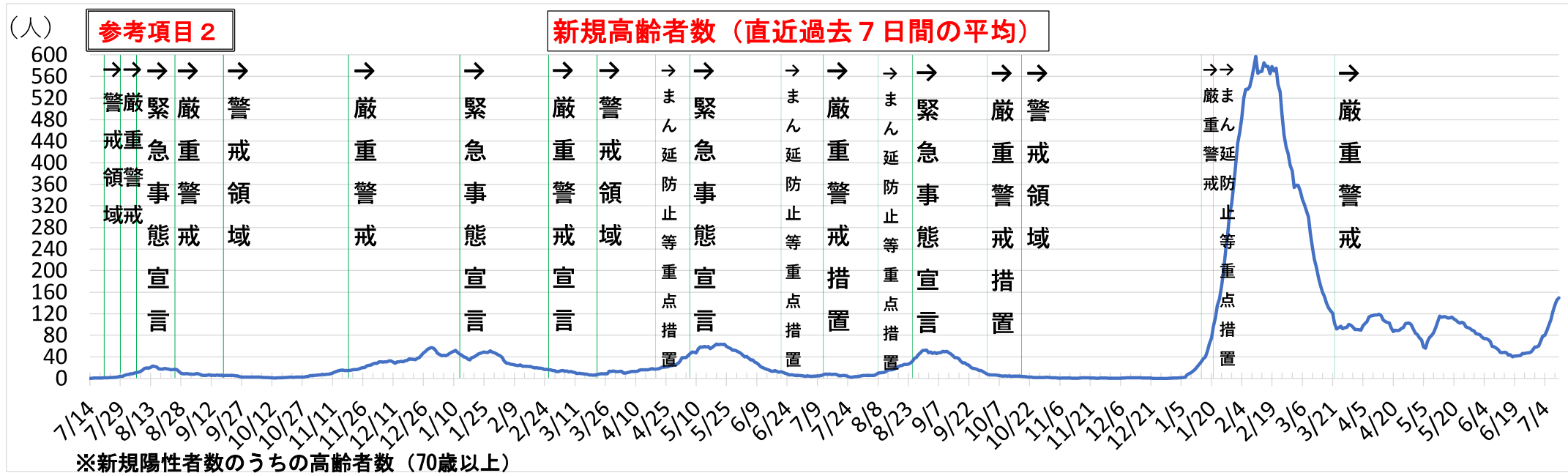
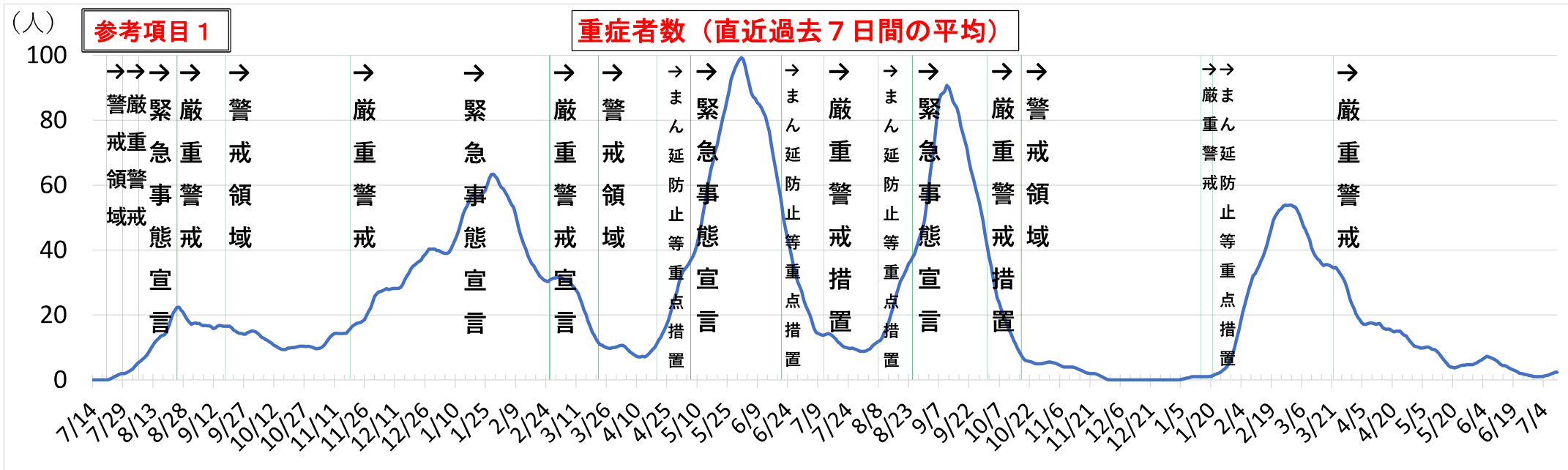
※1 人工呼吸器、ECMO装着者又はICU入室者 ※2 陰性確認の検査を除いた人数 ※3 稼働確保病床の20%
※4 稼働確保病床の40% ※5 稼働確保病床の50% ※6 稼働確保病床の60% ※7 稼働確保病床の80%

※1 直近過去7日間の平均 ※2 直近過去7日間 ※3 新規陽性者数うちの高齢者数(70歳以上)

指標の推移

- | | |
|---------------|-----------|
| 2020年 | 2022年 |
| (7月14日～7月11日) | |
| 警戒領域 | : 7月21日～ |
| 厳重警戒 | : 7月29日～ |
| 緊急事態宣言 | : 8月6日～ |
| 厳重警戒 | : 8月25日～ |
| 警戒領域 | : 9月18日～ |
| 厳重警戒 | : 11月19日～ |
| 緊急事態宣言 | : 1月13日～ |
| (緊急事態措置 | : 1月14日～) |
| 厳重警戒宣言 | : 2月26日～ |
| (厳重警戒措置 | : 3月1日～) |
| 警戒領域 | : 3月22日～ |
| まん延防止等重点措置 | : 4月20日～ |
| 緊急事態宣言 | : 5月7日～ |
| (緊急事態措置 | : 5月12日～) |
| まん延防止等重点措置 | : 6月21日～ |
| 厳重警戒宣言 | : 7月8日～ |
| (厳重警戒措置 | : 7月12日～) |
| まん延防止等重点措置 | : 8月8日～ |
| 緊急事態宣言 | : 8月25日～ |
| (緊急事態措置 | : 8月27日～) |
| 厳重警戒宣言 | : 9月28日～ |
| (厳重警戒措置 | : 10月1日～) |
| 警戒領域 | : 10月18日～ |
| 厳重警戒 | : 1月15日～ |
| まん延防止等重点措置 | : 1月21日～ |
| 厳重警戒 | : 3月22日～ |





新型コロナウイルス感染者のゲノム解析結果について (2022年7月4日時点)

愛知県内で確認された新型コロナウイルス感染者について、抽出によりゲノム解析を実施した結果は、以下のとおりです。

<ゲノム解析結果（直近）>

報告期間	オミクロン株				計
	BA. 1	BA. 2	BA. 2.12. 1	BA. 5	
6月28日 ～7月4日	2件 (2.0%)	60件 (61.9%)	2件 (2.0%)	33件 (34.1%)	97件

<ゲノム解析結果（詳細）>

報告期間	オミクロン株				計
	BA. 1	BA. 2	BA. 2.12. 1	BA. 5	
6月21日 ～6月27日	0件 (0%)	48件 (88.9%)	0件 (0%)	6件 (11.1%)	54件
6月28日 ～7月4日	2件 (2.0%)	60件 (61.9%)	2件 (2.0%)	33件 (34.1%)	97件
計	2件 (1.3%)	108件 (71.5%)	2件 (1.3%)	39件 (25.9%)	151件

本情報提供は、感染症予防啓発のために行うものです。報道機関各位におかれましては、個人に係る情報について、プライバシー保護等の観点から、提供資料の範囲内での報道に、格段の御配慮をお願いします。

愛知県における検査・保健・医療提供体制について

1 検査・自宅療養体制について

(1) 検査体制について

○診療・検査医療機関数

公表年月日	医療機関数	(内訳)	
		病院数	診療所数
2022年6月30日	2,123 (HP公表済み)	210	1,913

※4/1時点：1,863 (+260)

○検査能力

行政検査

区分	PCR検査	抗原検査	合計
検査件数	約 50,000 件/日	約 42,000 件/日	約 92,000 件/日

PCR等検査無料化事業

(7月10日時点)

登録検査所数	PCR検査件数	抗原検査件数	合計件数
550 か所	約 13,500 件/日	約 10,000 件/日	約 23,500 件/日

(2) 保健所の機能強化について

- 重症化リスクのある方に重点的に対応するため、無症状、軽症者への対応については、以下のとおり2022年6月1日から外部委託を実施。

委託内容	ショートメッセージサービスを活用し、療養に必要な情報を提供する「愛知県自宅療養者サービス窓口」を開設し、以下の申込みを案内 <ul style="list-style-type: none"> ・配食サービスの申込み ・宿泊療養施設の入所申込み ・パルスオキシメーターの配布・回収
------	---

(3) 自宅療養者等への対応について

- 自宅療養者への往診またはオンライン診療に協力いただける医療機関について、2021年6月16日に往診等協力医療機関リストを作成。
登録機関数 1,452 機関 (6月30日時点)
- 宿泊療養施設については、9施設、2,224室確保。
- 「愛知県自宅療養者サービス窓口」を2022年6月1日から設置。

2 病床の更なる確保等について

○確保病床数

区分	入院患者 485 人以上		入院患者 861 人以上	
	フェーズ1	フェーズ2	緊急フェーズI	緊急フェーズII
確保病床数	1,214 床	1,723 床	1,945 床	2,540 床
うち重症病床	139 床	172 床	183 床	230 床

※愛知県立愛知病院：新型コロナウイルス感染症専門病院として、2020年10月15日に開設。(病床数：最大100床)

中等症患者及び軽症の高齢者を中心に受入れ。

○療養解除後に転退院先となる病床の確保

- 後方支援医療機関(高齢者など基礎疾患のある方で、引き続き入院が必要な方を受入れ)
医療機関数 184 医療機関 (7月1日時点)

3 高齢者施設等における検査・医療支援体制について

○検査体制

- 高齢者施設等の従事者に対するスクリーニング検査の実施。
- 施設で陽性者が発生した場合における入所者・従事者に対するPCR検査の実施。

○医療支援体制

- 施設で陽性者が発生し、要請があった場合に、最短で翌日に看護師等及び医療体制緊急確保チームを派遣。
派遣実績：26施設(4月1日～7月7日)
- 施設内で陽性者に対し、必要な医療が受けられるよう、県医師会に医師派遣依頼窓口を設置。(2022年3月31日)
- 2022年4月に県内全施設(2,657施設)に対しアンケート調査を実施し、各施設における医療支援の状況を確認。

医師・看護師の往診・派遣を要請できる協力医療機関を事前に確保している施設数	各自治体が指定する医療機関や医師・看護師等による医療チームの往診派遣を要請できる施設数
1,834 施設	648 施設

新型コロナウイルス感染症に関わる病床フェーズの引き上げについて

感染力の非常に強いオミクロン株の変異等により、6月21日以降、新規陽性者数が増加に転じ、第7波に入ったと考えられ、現在は新規陽性者数、病床使用率ともに増加傾向にある。

7月8日（金）時点の稼働病床における入院患者数は、260人となり、「注意」（グリーン）レベルから「警戒」（イエロー）レベルに移行したところである。

第6波の感染拡大時における入院患者数の推移は、以下のとおりであり、第6波の状況（「警戒」レベルに移行した1月20日の7日後である1月27日に「嚴重警戒」（オレンジ）レベルに移行）を踏まえると、およそ7月8日（金）の7日後の7月15日（金）には「嚴重警戒」レベルになると思われることから、あらかじめ7月15日（金）から病床フェーズ1から2に引き上げることとする。

県のレベル分類と病床フェーズについて

基準項目	注意（警戒）領域			危険領域			
	注意（グリーン）		警戒（イエロー）	嚴重警戒（オレンジ）	危険（レッド）		
	レベル0	レベル1A	レベル1B	レベル2	レベル3A	レベル3B	レベル4
入院患者数 （単日と過去7日間の平均）	242人未満		242人	485人	861人	1167人	2032人
病床フェーズ 稼働病床数	フェーズ0 66床	フェーズ1 1,214床		フェーズ2 1,723床	緊急フェーズI 1,945床	緊急フェーズII 2,540床 （うち臨時医療施設405床）	

第7波における入院患者数に関する指標の推移

日付	6/21	6/22	6/23	6/24	6/25	6/26	6/27	6/28	6/29	6/30	7/1	7/2	7/3	7/4	7/5	7/6	7/7	7/8	7/9	7/10
入院患者数 （確保病床分のみ）	121	113	109	110	125	129	131	138	162	175	180	188	189	198	198	205	228	260	285	302
稼働病床数	1214	1214	1214	1214	1214	1214	1214	1214	1214	1214	1214	1214	1214	1214	1214	1214	1214	1214	1214	1214
病床使用率	10.0%	9.3%	9.0%	9.1%	10.3%	10.6%	10.8%	11.4%	13.3%	14.4%	14.8%	15.5%	15.6%	16.3%	16.3%	16.9%	18.8%	21.4%	23.5%	24.9%
入院患者数 （直近過去7日間の平均）	129.3	123.7	120.7	118.3	118.6	118.7	119.7	122.1	129.1	138.6	148.6	157.6	166.1	175.7	184.3	190.4	198.0	209.4	223.3	239.4

第6波における入院患者数に関する指標の推移

日付	1/17	1/18	1/19	1/20	1/21	1/22	1/23	1/24	1/25	1/26	1/27	1/28	1/29	1/30	1/31	2/1	2/2	2/3	2/4	2/5	2/6	2/7	2/8	2/9
入院患者数 （確保病床分のみ）	189	204	221	253	267	324	353	371	383	409	483	486	549	626	649	677	782	839	910	906	935	947	937	1034
稼働病床数	1141	1141	1141	1141	1141	1141	1141	1141	1141	1141	1141	1666	1666	1666	1666	1666	1666	1666	1666	1666	1666	1666	1666	1666
病床使用率	16.6%	17.9%	19.4%	22.2%	23.4%	28.4%	30.9%	32.5%	33.6%	35.8%	42.3%	29.2%	33.0%	37.6%	39.0%	40.6%	46.9%	50.4%	54.6%	54.4%	56.1%	56.8%	56.2%	62.1%
入院患者数 （直近過去7日間の平均）	165.3	176.3	189.0	203.9	218.1	238.0	258.7	284.7	310.3	337.1	370.0	401.3	433.4	472.4	512.1	554.1	607.4	658.3	718.9	769.9	814.0	856.6	893.7	929.7

4 感対第 1389 号
令和 4 年 7 月 11 日

各新型コロナウイルス感染症患者受入医療機関の長 様

愛知県知事 大村 秀章

新型コロナウイルス感染症患者受入医療機関に係る病床フェーズの
引き上げについて（通知）

本県の新型コロナウイルス感染症対策につきましては、日頃から御理解と御協力を
いただき厚くお礼申し上げます。

貴院におかれましては、県民の生命と健康を守るため、積極的に患者を受け入れて
いただき、また、医療従事者の皆様には疲労が蓄積する中で献身的に御尽力いただい
ていることに心より感謝申し上げます。

本県では、感染力の非常に強いオミクロン株の変異等により、6月21日以降、新
規陽性者数が増加に転じ、第7波に入ったと考えられ、現在は新規陽性者数、病床使
用率とともに増加傾向にあります。7月8日（金）には稼働病床における入院患者数
が260人となり、「警戒」レベルの指標である単日入院患者242人を超えました。

第6波の際には、単日入院患者数が「警戒」レベルを超えた1月20日の7日後で
ある1月27日に、病床フェーズ1から2への移行基準の指標である「嚴重警戒」レ
ベルを超えたことを踏まえ、7月15日（金）から病床フェーズを1から2へ引き上
げることといたします。

つきましては、令和3年11月30日付け3感対第2066号愛知県知事通知「新型コ
ロナウイルス感染症に係るフェーズごとの重点医療機関等の指定について」に基づき、
準備病床の即応化を速やかに行うようお願い申し上げます。

なお、7月15日（金）以前に、稼働病床における入院患者数が「嚴重警戒」レ
ベルの指標である485人を超えた場合には、その時点でフェーズ2に引き上げる旨、別途
通知いたします。

担 当 感染症対策局感染症対策課
医療体制整備室体制整備グループ
電子メール iryotaisei-seibi@pref.aichi.lg.jp

◎フェーズの変遷 一覧

1 フェーズの設定：2020年7月31日

- 新規感染者数によりフェーズを設定。
- フェーズ1, 2は即応病床、フェーズ3, 4は相応病床+準備病床

日付	フェーズ1, 2	フェーズ3, 4
2020.7.31)		○
2021.11.30 (病床数)	(337) ⇒ (1,347)	(791) ⇒ (1,735)

2 レベル分類及び指標の見直し（フェーズの改正）： 2021年12月1日

日付	病床フェーズ1	病床フェーズ2	緊急フェーズI	緊急フェーズII
2021.12.1 (病床数)	○ (1,141)	(1,666)	(1,888)	(2,534)
2022.1.28 (病床数)	(1,141)	○ (1,666)	(1,888)	(2,534)
2022.2.14 (病床数)	(1,141)	(1,666)	○ (1,888)	(2,534)
2022.4.1 (病床数)	(1,192)	○ (1,707)	(1,918)	(2,540)
2022.6.14 (病床数)	○ (1,214)	(1,723)	(1,945)	(2,540)
2022.7.15 (病床数)	(1,214)	○ (1,723)	(1,945)	(2,540)

ショートメッセージサービス（SMS）を活用した新型コロナウイルス感染症の陽性者に対する連絡体制の構築について

～「愛知県自宅療養者サービス窓口」を開設します～

愛知県では、県内保健所（政令・中核市が設置する保健所を除く。）が新型コロナウイルス感染症陽性者に対して電話により行っていた発生届受理後の連絡について、6月から下記のとおり SMS を活用し、療養に必要な情報を迅速かつ正確に提供するシステム、「愛知県自宅療養者サービス窓口」を開設します。

記

1 SMS による情報提供の目的

システムを利用することにより、陽性者が療養期間を安心して過ごすための情報をより迅速かつ正確に提供します。

2 連絡方法の見直し

	現状	今後
陽性者への連絡	保健所から一律に電話連絡	原則として、SMS により連絡 SMS の利用が困難な方にコールセンター（050-3646-7175）から電話連絡
健康観察	保健所から電話連絡	原則として、陽性者本人が My HER-SYS に入力 重症化リスクのある方等には保健所から電話確認
配食サービス等の申込み	保健所からの電話連絡の際に申込み	SMS に記載の案内サイト「愛知県自宅療養者サービス窓口」から陽性者本人が申込み

3 「愛知県自宅療養者サービス窓口」の Web ページで提供する内容

症状悪化時の対応、自宅療養の対応、宿泊療養の基準・対応、療養解除基準、各種申込等

【陽性者本人による主な申込内容】

- ・自宅療養者配食サービス
- ・パルスオキシメーターの貸出
- ・宿泊療養施設の入所

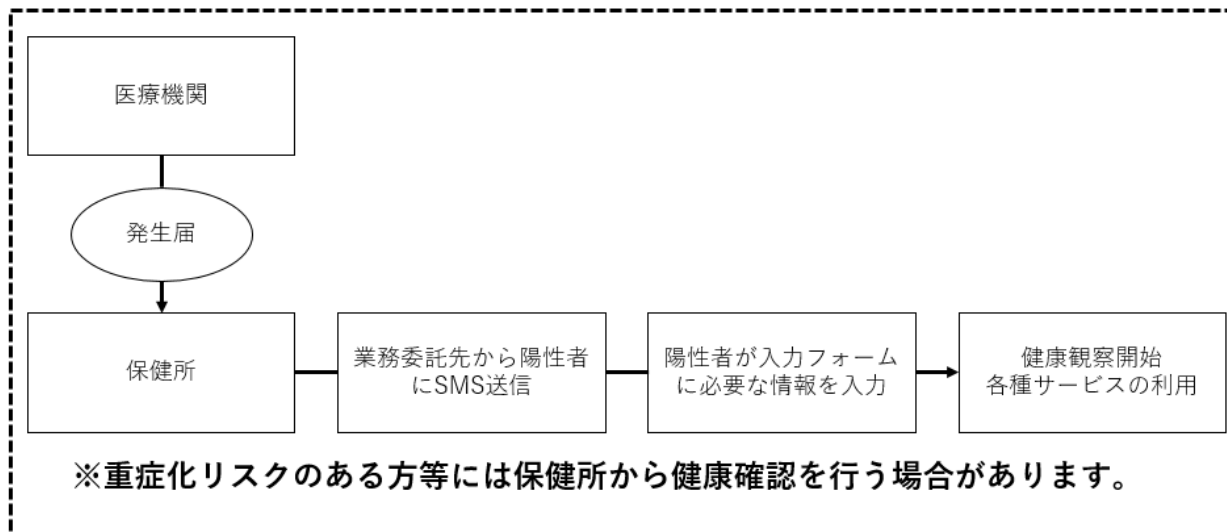
4 運用開始日

2022年6月1日（水）

5 その他

- ・最初の連絡は、新型コロナウイルス感染症の検査を受け、陽性の判明後、翌日までに届きます。診断された翌日までに連絡がない、連絡が来ても不安なことがある等の場合は、最寄りの保健所までご連絡ください。
- ・SMSは「ryoyoaichi」から届き、案内サイトのURLは「<https://rsa2022.jp>」（プレオープン中）です。

<愛知県自宅療養者サービス窓口活用のイメージ>



<SMS画面の例>



※ 特定の機種では、仕様により当該機種に設定された発信元が表示されることがあります。

4 感対第 1372 号
令和 4 年 7 月 7 日

公益社団法人愛知県医師会会長 様
一般社団法人愛知県病院協会会長 様
一般社団法人愛知県医療法人協会会長 様

愛知県感染症対策局長
(公 印 省 略)

現在の感染状況を踏まえた医療提供体制の強化等について（通知）

本県の新型コロナウイルス感染症対策につきましては、日頃から御理解と御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

本県におきましては、感染力の非常に強いオミクロン株の変異等により、6月21日以降、新規感染者数が増加傾向に転じ、第7波に入ったと考えられます。

また、新規感染者数は全国的にも上昇傾向に転じており、第89回（令和4年6月30日）新型コロナウイルス感染症対策アドバイザリーボードにおける直近の感染状況の評価等においても、「今後、新規感染者数の増加が見込まれ、①ワクチンの3回目接種と感染により獲得された免疫には徐々に減衰していくこと、②7月以降は梅雨明け、3連休や夏休みの影響もあり、接触の増加等が予想されること、③オミクロン株の新たな系統への置き換わりの可能性もあること等から、今後は感染者数の増加も懸念される所であり、医療提供体制への影響も含めて注視していく必要がある。」とされています。

こうした状況を踏まえ、今一度検査・医療提供体制を点検いただき、今後、更なる感染拡大が生じても対応が可能な医療提供体制の強化について、貴会員への周知に御配慮ください。

また、併せて新型コロナワクチンの接種につきましても、引き続き接種の促進に御協力をいただきますようお願い申し上げます。

担 当 感染症対策課医療体制整備室
統計グループ

電 話 052-954-7475（ダイヤルイン）

ファックス 052-954-7430

電子メール kansen-taisaku@pref.aichi.lg.jp

4感対第 1373 号
令和 4 年 7 月 7 日

各市町村長 殿

愛知県感染症対策局長
(公 印 省 略)

現在の感染状況を踏まえた感染防止対策の徹底等について (通知)

本県の新型コロナウイルス感染症対策につきましては、日頃から御理解と御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

本県におきましては、感染力の非常に強いオミクロン株の変異等により、6月21日以降、新規感染者数が増加傾向に転じ、第7波に入ったと考えられます。

また、新規感染者数は全国的にも上昇傾向に転じており、第89回(令和4年6月30日)新型コロナウイルス感染症対策アドバイザリーボードにおける直近の感染状況の評価等においても、「今後、新規感染者数の増加が見込まれ、①ワクチンの3回目接種と感染により獲得された免疫には徐々に減衰していくこと、②7月以降は梅雨明け、3連休や夏休みの影響もあり、接触の増加等が予想されること、③オミクロン株の新たな系統への置き換えの可能性があること等から、今後は感染者数の増加も懸念される。」とされています。

こうした状況を踏まえ、本県としては、今一度検査・医療提供体制を点検いただき、今後、更なる感染拡大が生じても対応が可能な医療提供体制の強化について、医療関係者に周知しているところであり、各市町村におかれましても適切な対応をお願いいたします。

併せて、人と人との距離の確保、十分な換気、手指消毒等の状況に応じた基本的感染防止対策の徹底をお願い申し上げます。

また、新型コロナワクチンの接種につきましても、引き続き接種の促進に御協力をいただきますようお願い申し上げます。

担 当 感染症対策課医療体制整備室
統計グループ

電 話 052-954-7475 (ダイヤル)

ファックス 052-954-7430

電子メール kansen-taisaku@pref.aichi.lg.jp

4感対第 1373 号
令和 4 年 7 月 7 日

各高齢者施設・障害者施設管理者 様

愛知県感染症対策局長
(公 印 省 略)

現在の感染状況を踏まえた感染防止対策の徹底等について (通知)

本県の新型コロナウイルス感染症対策につきましては、日頃から御理解と御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

本県におきましては、感染力の非常に強いオミクロン株の変異等により、6月21日以降、新規感染者数が増加傾向に転じ、第7波に入ったと考えられます。

また、新規感染者数は全国的にも上昇傾向に転じており、第89回(令和4年6月30日)新型コロナウイルス感染症対策アドバイザリーボードにおける直近の感染状況の評価等においても、「今後、新規感染者数の増加が見込まれ、①ワクチンの3回目接種と感染により獲得された免疫には徐々に減衰していくこと、②7月以降は梅雨明け、3連休や夏休みの影響もあり、接触の増加等が予想されること、③オミクロン株の新たな系統への置き換えの可能性があること等から、今後は感染者数の増加も懸念される。」とされています。

こうした状況を踏まえ、人と人との距離の確保、十分な換気、手指消毒等の状況に応じた基本的感染防止対策の徹底をお願い申し上げます。

また、併せて新型コロナワクチンの接種につきましても、引き続き接種の促進に御協力をいただきますようお願い申し上げます。

さらに、施設での集団感染を防ぐため、施設職員を対象とするスクリーニング検査の積極的な受検をお願いします。

担 当 感染症対策課医療体制整備室
統計グループ

電 話 052-954-7475 (ダイヤル)

ファックス 052-954-7430

電子メール kansen-taisaku@pref.aichi.lg.jp



SDGsの「3すべての人に健康と福祉を」に資する取組です。

PCR等検査無料化事業に係る期間の延長について

愛知県では、新型コロナウイルス感染症対策と日常生活の両立を図るため、健康上の理由等によりワクチンを接種できない方や感染不安を感じる無症状の方がPCR等検査を無料で受けられる「PCR等検査無料化事業」を実施しています。

感染不安を感じる方を対象とした「感染拡大傾向時の一般検査事業」については、2022年6月30日(木)までの期間において実施しているところですが、新規陽性者数は減少傾向にあるものの、未だ高い水準にあることを踏まえ、その期間を2022年7月31日(日)まで延長します。

また、「ワクチン検査パッケージ・対象者全員検査等定着促進事業」について、国は、経済社会活動を目的とした検査需要に引き続き対応するため、その期間を2022年8月31日(水)まで延長しました。これにより、本県においても、その期間を同日まで延長します。

検査の種類	対象者	対象検査	実施期間	
感染拡大傾向時の一般検査事業	感染拡大傾向時に感染不安を感じる無症状の方(愛知県内在住。ワクチン接種済み・未接種を問いません)	PCR検査及び抗原定性検査	変更前	2022年6月30日(木)まで
			変更後	2022年7月31日(日)まで
ワクチン検査パッケージ・対象者全員検査等定着促進事業	飲食、イベント、旅行・帰省等の活動の際の検査を希望する無症状の者のうち(愛知県内在住の有無は問いません) ○ワクチン・検査パッケージ ・ワクチン3回目接種未了者 ○対象者全員検査 ・イベント等参加のため検査が必要となる者 ^{※1}	原則として抗原定性検査 ^{※2}	変更前	2022年6月30日(木)まで
			変更後	2022年8月31日(水)まで

※1 ただし、無症状のワクチン3回目接種完了者については、次の場合にのみ無料で検査を受けることができます。

- ・イベント等で対象者全員検査を求められている場合
- ・高齢者・基礎疾患を有する者等との接触を伴う活動に際して検査結果を求められている場合

※2 ただし、次の者に限り、PCR検査を受けることができます。

- ・10歳未満の者
- ・高齢者・基礎疾患を有する者等との接触を予定している者

愛知県のワクチン接種の状況

(7月10日時点実績)

1 1～3回目接種の状況

区 分	1回目接種	2回目接種	3回目接種
接 種 回 数	6,165,936 回	6,082,935 回	4,440,746 回
接種率 [県内人口比 : 755.9 万人]	81.57%	80.47%	58.75%

(参 考) 3回目接種 (主に接種券なし接種)
 *大規模集団接種会場(キャンセル枠) 61,762 回
 *職域接種 364,848 回

《年代別接種率》

(単位 : %)

年 代	12-17 歳	18-19 歳	20 代	30 代	40 代	50 代	60-64 歳	65 歳以上
3回目	24.10	39.69	44.86	47.74	56.23	75.69	84.01	90.07
2回目	71.51	84.78	79.28	79.46	81.69	93.11	93.39	94.38

2 4回目接種の状況

区 分	4回目接種
接 種 回 数	151,577 回
接種率 [県内人口比 : 755.9 万人]	2.01%

4回目接種内訳	60歳以上 (対象者 202.8 万人)	149,206 回 (7.36%)
	基礎疾患を有する方 (対象者(県試算 32.5 万人))	2,371 回 (0.73%)

3 小児接種 (5～11 歳) の状況

区 分	1回目接種	2回目接種
接 種 回 数	69,487 回	65,374 回
5～11 歳人口接種率 [母数 47.9 万人]	14.49%	13.64%

大規模集団接種会場における接種状況

(2022年7月10日時点)

会 場 合 計	接 種 枠	接 種 者 数 (のべ人数)		
		3 回 目	4 回 目	小 児
(3回目：6会場計 4回目：5会場計 小 児：4会場計)	LINE 予約枠	171,053	1,452	3,103
	予約なし接種	21,419	316	—
	追 加 枠 (キャンセル枠等)	60,387	481	135
	妊 産 婦	1,351	0	—
	計	254,210	2,249	3,238

会 場 名	接 種 枠	接 種 者 数 (のべ人数)		
		3 回 目	4 回 目	小 児
名古屋空港 ターミナルビル (豊山町)	LINE 予約枠	64,607	770	1,665
	予約なし接種	8,777	148	—
	追 加 枠 (キャンセル枠等)	15,548	3	8
	妊 産 婦	570	0	—
	計	89,502	921	1,673
藤田医科大学 (豊明市)	LINE 予約枠	32,396	316	502
	予約なし接種	4,604	105	—
	追 加 枠 (キャンセル枠等)	34,571	478	119
	妊 産 婦	310	0	—
	計	71,881	899	621
愛知医科大学 メディカルセンター (岡崎市)	LINE 予約枠	18,623	139	633
	予約なし接種	1,628	31	—
	追 加 枠 (キャンセル枠等)	2,008	0	0
	妊 産 婦	101	0	—
	計	22,360	170	633
藤田医科大学 岡崎医療センター (岡崎市)	LINE 予約枠	34,322	195	303
	予約なし接種	3,309	29	—
	追 加 枠 (キャンセル枠等)	3,364	0	8
	妊 産 婦	131	0	—
	計	41,126	224	311

会 場 名	接 種 枠	接 種 者 数 (のべ人数)		
		3 回 目	4 回 目	小 児
JA 愛知厚生連 安城更生病院 (安城市)	LINE 予約枠	8,975	32	
	予約なし接種	1,137	3	
	追 加 枠 (キャンセル枠等)	784	0	
	妊 産 婦	159	0	
	計	11,055	35	—
東三河総合庁舎 (豊橋市) ※6月12日をもって終了	LINE 予約枠	12,130		
	予約なし接種	1,964		
	追 加 枠 (キャンセル枠等)	4,112		
	妊 産 婦	80		
	計	18,286	—	—

4 回目接種の加速に向けた愛知県の取組

<p>県の大規模集団接種会場の開設</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 6月13日から、県内5か所の大規模集団接種会場で4回目接種を開始 ・ 3回目接種と合わせ、1日最大2,500人規模の接種体制を確保 ・ 7月1日から「予約なし接種」を開始
<p>妊産婦に対する接種促進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 重症化リスクが高い妊産婦の方についても、大規模集団接種会場で「予約なし接種」を実施 ・ 6月30日付けで、各市町村と県医師会・県病院協会・県産婦人科医会に通知を出し、妊産婦の4回目接種について、積極的な接種機会の提供を依頼
<p>高齢者入所施設等への接種促進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢者施設及び障害者施設等への巡回接種促進に向けた県独自の財政支援 <ul style="list-style-type: none"> * 施設への巡回接種 接種1回当たり1,000円 * 在宅への巡回接種 訪問1件当たり10,000円 ・ 7月8日付けで、各市町村と県医師会・県病院協会に通知を出し、高齢者施設等の接種促進について支援を依頼
<p>4回目接種の接種対象者拡大に関する国への要請</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 6月30日付けで、厚生労働大臣に対し、医療従事者や高齢者施設等の従事者を始め、3回目接種を完了しているすべての方を4回目接種の対象にするよう、要請する文書を提出

各 市 町 村 長 殿

愛 知 県 知 事

妊産婦に対する新型コロナワクチン4回目接種について（依頼）

日頃から、新型コロナワクチンの接種促進に御理解と御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、5月25日から、新型コロナワクチンの4回目接種が始まりましたが、今回の接種対象者については、3回目接種完了から5か月を経過した「60歳以上の者及び18歳以上60歳未満の基礎疾患を有する者その他重症化リスクが高いと医師が認める者」とされているところです。

愛知県では、重症化リスクが高いとされる妊婦の方に対して、1・2回目の接種以降、大規模集団接種会場における「予約なし接種」を実施しているほか、産婦人科等における積極的な接種の機会の提供など、妊婦の方への速やかな接種の実施を進めてまいりました。

4回目接種の実施に当たり、県の大規模集団接種会場では、7月1日(金)から、妊婦の方への「予約なし接種」を実施することとしましたので、お知らせいたします。

各市町村におかれましても、重症化予防の観点から、接種を希望される妊婦の方に対し、接種の必要性があると判断される場合には、積極的に接種の機会を御提供いただきますよう、お願い申し上げます。

また、出産後1年以内の女性の方についても、かかりつけの産婦人科等に接種の相談をしていただき、医師が重症化リスクが高いと認める場合には、4回目接種の対象となりますので、御対応いただきますようお願いいたします。

なお、4回目接種では、60歳以上の方を除き、原則、お住まいの市町村に接種券発行の申請が必要となりますので、接種を希望される妊婦の方へその旨を御案内いただくとともに、接種券の発行に御配慮いただきますよう、あわせてお願い申し上げます。

加えて、3回目のワクチン接種についても、引き続き接種が可能となりますので、接種がお済みでない方へ、接種の検討を働きかけていただきますよう、よろしくお願いたします。

本件については、公益社団法人愛知県医師会、一般社団法人愛知県病院協会及び愛知県産婦人科医会宛て、別に通知しています。

担 当 感染症対策局感染症対策課
ワクチン接種体制整備室

公益社団法人愛知県医師会会長様
一般社団法人愛知県病院協会会長様
愛知県産婦人科医会長様

愛 知 県 知 事

妊産婦に対する新型コロナワクチン4回目接種について（依頼）

日頃から、新型コロナワクチンの接種促進に御理解と御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、5月25日から、新型コロナワクチンの4回目接種が始まりましたが、今回の接種対象者については、3回目接種完了から5か月を経過した「60歳以上の者及び18歳以上60歳未満の基礎疾患を有する者その他重症化リスクが高いと医師が認める者」とされているところです。

愛知県では、重症化リスクが高いとされる妊婦の方に対して、1・2回目の接種以降、大規模集団接種会場における「予約なし接種」を実施しているほか、産婦人科等における積極的な接種の機会の提供など、妊婦の方への速やかな接種の実施を進めてまいりました。

4回目接種の実施に当たり、県の大規模集団接種会場では、7月1日(金)から、妊婦の方への「予約なし接種」を実施することとしましたので、お知らせいたします。

各医療機関におかれましても、重症化予防の観点から、接種を希望される妊婦の方に対し、接種の必要性があると判断される場合には、積極的に接種の機会を御提供いただきますよう、お願い申し上げます。

また、出産後1年以内の女性の方についても、かかりつけの産婦人科等に接種の相談をしていただき、医師が重症化リスクが高いと認める場合には、4回目接種の対象となりますので、適切に接種の相談に応じていただきますようお願いいたします。

なお、4回目接種では、60歳以上の方を除き、原則、お住まいの市町村に接種券発行の申請が必要となりますので、接種を希望される妊婦の方へその旨を御案内いただきますよう、あわせてお願い申し上げます。

加えて、3回目のワクチン接種についても、引き続き接種が可能となりますので、接種がお済みでない方へ、接種の検討を働きかけていただきますよう、よろしく願いいたします。

本件通知について、貴会会員に周知をしていただき、積極的なワクチン接種の実施に御協力をお願い申し上げます。

担 当 感染症対策局感染症対策課
ワクチン接種体制整備室

各 市 町 村 長 殿

愛 知 県 知 事

新型コロナワクチン 4 回目接種における高齢者入所施設等への
接種促進について（依頼）

日頃から、新型コロナワクチンの接種体制の確保に向け、多大なる御尽力をいただき、厚く御礼申し上げます。

ワクチン接種後の時間経過に伴う抗体量の低下や、オミクロン株（BA.5 系統）を始めとする、感染力がより強い変異株への置き換わりが進む中、愛知県では、6 月 21 日以降、新規陽性者数が急増し、第 7 波が襲来した状況にあると認識しております。

今後予想される更なる感染拡大に歯止めをかけていくためには、クラスター発生の防止の観点からも、高齢者や障害者の方に、4 回目のワクチン接種を一刻も早く進めていく必要があります。

このたび、高齢者及び障害者の入所施設に対し、4 回目接種の実施予定について調査を行ったところ、現時点で実施時期等が未定となっている施設が、高齢者入所施設で 1,169 施設（43.9%）、障害者入所施設で 563 施設（75.7%）という状況にあることがわかりました。

また、9 月中の接種実施を予定している施設も、高齢者入所施設で 80 施設（3.0%）、障害者入所施設で 41 施設（5.5%）あり、接種の実施が急がれます。

各市町村におかれましては、実施未定となっている施設に対し、医療機関とのマッチングを支援するなど、接種実施に向けた調整を直ちに進めていただくよう、よろしくお願いいたします。

また、9 月中に接種実施を予定している施設についても、可能なかぎり 8 月末までに接種を終了できるよう、4 回目接種の前倒しに向けた支援を積極的に進めていただくようお願いいたします。

本件については、公益社団法人愛知県医師会及び一般社団法人愛知県病院協会にも通知しておりますので、関係医療機関と緊密に連携を図りながら、高齢者及び障害者への迅速なワクチン接種を進めていただくよう、お願い申し上げます。

担 当 感染症対策局感染症対策課
ワクチン接種体制整備室

4 感 対 第 1371 号
令 和 4 年 7 月 8 日

公益社団法人愛知県医師会会長様
一般社団法人愛知県病院協会会長様

愛 知 県 知 事

新型コロナワクチン 4 回目接種における高齢者入所施設等への
接種促進について（依頼）

日頃から、新型コロナワクチンの接種促進に向け、御理解と御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

ワクチン接種後の時間経過に伴う抗体量の低下や、オミクロン株（BA.5 系統）を始めとする、感染力がより強い変異株への置き換わりが進む中、愛知県では、6 月 21 日以降、新規陽性者数が急増し、第 7 波が襲来した状況にあると認識しております。

今後予想される更なる感染拡大に歯止めをかけていくためには、クラスター発生の防止の観点からも、高齢者や障害者の方に、4 回目のワクチン接種を一刻も早く進めていく必要があります。

そうした中、愛知県では、高齢者入所施設等への巡回接種の促進を図るため、県独自の財政支援策を打ち出し、高齢者や障害者へのワクチン接種の加速を図っているところです。

このたび、高齢者及び障害者の入所施設に対し、4 回目接種の実施予定について調査を行ったところ、現時点で実施時期等が未定となっている施設が、高齢者入所施設で 1,169 施設（43.9%）、障害者入所施設で 563 施設（75.7%）という状況にあることがわかりました。

また、9 月中の接種実施を予定している施設も、高齢者入所施設で 80 施設（3.0%）、障害者入所施設で 41 施設（5.5%）あり、接種の実施が急がれます。

こうしたことを受け、愛知県では、本日付けで、各市町村に通知を発出し、実施未定となっている施設等に対して、医療機関とのマッチングを支援するなど、接種実施に向けた調整を直ちに進めていただくよう、要請いたしました。

貴会におかれましても、各会員にこの通知の趣旨を周知していただき、高齢者入所施設等への巡回接種の実施も含め、4 回目接種の促進に向けた積極的な支援を行っていただきますよう、よろしく願いいたします。

担 当 感染症対策局感染症対策課
ワクチン接種体制整備室

新型コロナウイルスワクチン4回目接種に係る
接種対象者の拡大について
(要 請)

2022年6月

愛知県

厚生労働大臣 後藤 茂之 殿

新型コロナワクチン 4 回目接種に係る 接種対象者の拡大について（要請）

愛知県内では、新型コロナワクチンの 3 回目接種の接種率が約 60%に達し、一定の集団免疫を獲得したとみられること等により、新規陽性者数は、5 月中旬以降、着実に減少してきたと考えております。

しかしながら、感染力がより強いといわれるオミクロン株（BA.5 系統）の市中感染の兆しが見える中、ワクチン接種後の時間経過による抗体量の低下なども影響し、新規陽性者数は徐々に増え、第 6 波の終息を前に、リバウンド傾向に入ってきております。

今後、感染拡大のスピードが一気に加速する前にこの動きを食い止めておくためには、3 回目はもちろん、4 回目のワクチン接種を、できるだけ多くの方に、できるだけ速やかに、実施していくことが不可欠であります。

しかしながら、4 回目接種については、重症化予防の観点から、「60 歳以上の者及び 18 歳以上 60 歳未満の基礎疾患を有する者その他重症化リスクが高いと医師が認める者」に限定されており、その数は、県内で約 235 万人、県内人口の 3 割程度にすぎません。

高齢者施設や職場、学校等におけるクラスターの発生を防止し、現役世代の感染拡大を抑え込んでいくためには、4 回目接種の対象範囲をさらに拡大していくことが必要であると考えます。

全国の自治体では、保有するワクチンが使用期限を迎え、大量に廃棄されている事態も起こっております。

1 人でも多くの国民の健康と生命を守るため、また、貴重なワクチンが無駄にしないためにも、下記のとおり、4 回目接種の対象範囲を速やかに拡大していただくよう、強く要望します。

記

- 1 感染拡大時の医療体制を維持・確保するとともに、クラスターの発生を防止するため、まずは、最優先に、医師・看護師等の医療従事者や高齢者施設等の従事者を4回目接種の対象者に追加すること
- 2 その上で、3回目接種を完了しているすべての国民が、4回目接種を受けることができるよう、接種対象をさらに拡大すること

2022年6月30日

愛知県知事 大村 秀章

愛知県ノババックスワクチン接種センターの開設

接種対象：1～3回目接種を受ける18歳以上の者

開設場所	愛知医科大学 眼科クリニック MiRAI (名古屋市東区)	愛知医科大学 メディカルセンター (岡崎市)
接種開始日	2022年6月5日(日)	2022年7月23日(土)
接種日時	毎週日曜日 午前9時から正午まで	毎週土曜日 午前10時から正午まで
接種規模	1日90人	1日60人

＜ノババックスワクチンの特徴＞

- ・ ワクチンの種類は、「組換えタンパクワクチン」
- ・ 不活化ワクチンの一種で、日本でも、B型肝炎ウイルスワクチンなど、他のワクチンでの使用実績があるタイプ
- ・ ファイザー社やモデルナ社の mRNA ワクチンに対するアレルギーがある方の選択肢となりうるワクチン
- ・ メーカーの臨床試験の結果によれば、頭痛や発熱などの発現頻度は、ファイザー社やモデルナ社のワクチンと比較して低くなっている。

新型コロナウイルス感染症対策予算の累計額

参考資料13

2019年度（2月補正予算）～2020年度（2月補正予算） 4,539億円①

2021年度

当初予算 1,308億円 9月補正予算 896億円

追加補正 3億円 11月補正予算 （県立病院事業会計
1億円含む）

4月補正予算 607億円 Δ 1,215億円

5月補正予算 （県立病院事業会計
5億円含む） 851億円 1月補正予算 337億円

6月補正予算 1,416億円 2月補正予算 560億円

7月補正予算 601億円

8月補正予算 （県立病院事業会計
1億円含む） 1,148億円 合計 6,512億円②

2022年度

当初予算 （県立病院事業会計
2億円含む） 1,920億円 6月補正予算 154億円

追加補正 41億円 （うち今回追加 17億円）

5月補正予算 144億円 合計 2,259億円③

累 計（①+②+③） 1兆3,310億円